

はままつ

住まいづくりガイド

～ 住まいに関する支援制度等の紹介 ～



— 令和8年度版 —

浜 松 市

はままつ 住まいづくりガイド

～ 目 次 ～

1	住まいづくりに関する知識	1
	(新築編)	
	住まいづくりの流れ	2
	住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）について	8
	住宅瑕疵担保履行法について	9
	長期優良住宅の認定について	10
	低炭素住宅の認定について	12
	新築住宅の住宅性能表示制度について	14
	(参考) 住宅省エネ2026キャンペーン	16
	(参考) 省エネで健康・快適な住まいづくりを	18
	(リフォーム編)	
	リフォームの流れ	20
	既存住宅の住宅性能表示制度について	24
	リフォーム瑕疵保険について	26
	(税金編)	
	住宅に関する税金について	27
	(参考) 住宅ローン減税の改正・贈与税非課税措置	29
2	浜松市の公的助成制度	31
	住まいを新築・増改築・購入したい方	33
	浜松市 まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金	34
	地域材を利用した住宅への助成事業	
	(天竜材の家 百年住居る事業)	36
	浜松市 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)	
	導入支援事業補助金	38
	認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置	39
	浜松市 母子父子寡婦福祉資金貸付制度	41
	浜松市 勤労者住宅建設資金等償還利子補助事業	42

住まいをリフォームしたい方.....	43
住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置	44
長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する 固定資産税の減額措置.....	46
浜松市 農業経営資金償還利子助成事業	49
住まいの設備等を充実させたい方	51
浜松市 創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅推進事業費補助金	52
浜松市 緑地協定区域樹木等交付制度	54
浜松市 風致地区内住宅生垣用苗木交付制度.....	55
浜松市 水洗便所改造資金貸付あっ旋及び利子補給制度.....	56
浜松市 合併処理浄化槽設置事業費補助制度.....	57
高齢者や障がいのある方.....	59
住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置	60
居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給.....	63
浜松市 高齢者住宅改造費補助金交付	64
浜松市 重度身体障がい者住宅改造費補助金交付	66
浜松市 重度身体障がい者住宅改修費給付(居宅生活動作補助用具)	67
地震などの災害に備えたい方.....	69
耐震改修住宅に対する固定資産税の減額措置	70
浜松市地震対策推進事業	
わが家の専門家診断事業	72
木造住宅耐震補強助成事業	73
建築物耐震診断事業・建築物補強計画策定事業・建築物耐震 補強助成事業・緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業.....	74
非木造住宅耐震診断事業・非木造住宅補強計画策定事業	76
がけ地近接等危険住宅移転事業.....	77
ブロック塀等撤去改善事業.....	78
耐風診断助成事業・耐風改修助成事業.....	79
耐震シェルター整備事業	80

浜松市制度一覧

	制度名	担当課	住まいづくりガイドページ数	戸建て								
				新築	中古	増築	改修	解体	その他	償還利子補助	固定資産税の減額	
省エネ	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）導入支援事業補助金	CN推進課	P38	○								
	創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅推進事業費補助金		P52	○			○					
	省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置	資産税課	P44									○
設備等	合併処理浄化槽設置事業費補助制度	上下水道部・お客さまサービス課	P57				○					
	認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置	資産税課	P39									○
	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額措置	資産税課	P46									
移住・定住	ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金	市民協働・地域政策課	P96	○	○	○	○					
	結婚新生活支援事業補助金	こども若者政策課	P98	○	○	○	○					
	まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金（ハマライフ・結婚新生活交付決定後申請）	住宅課	P34	○	○	○	○					
高齢者・障害のある方	住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置	資産税課	P60									○
	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給	長寿支援課 長寿保険課	P63				○					
	高齢者住宅改造費補助金交付		P64				○					
	重度身体障がい者住宅改造費補助金交付	社会福祉課	P66				○					
	重度身体障がい者住宅改修費給付（居宅生活動作補助用具）		P67				○					
	家具転倒防止事業	危機管理課	P81	○	○					○		
地震などの災害に対する備え	耐震改修住宅に対する固定資産税の減額措置	資産税課	P70									○
	木造住宅耐震補強助成事業	建築行政課	P73				○					
	建築物耐震診断事業・建築物補強計画策定事業・建築物耐震補強助成事業・緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業		P74				○	○	○	○		
	非木造住宅耐震診断事業・非木造住宅補強計画策定事業		P76							○	○	
	がけ地近接等危険住宅移転事業		P77	○	○				○			
	ブロック塀等撤去改善事業		P78	○					○			
	耐風診断助成事業・耐風改修助成事業		P79					○		○		
	耐震シェルター整備事業		P80					○				
	狭い道路の拡幅整備事業		P83	○			○	○				
	感震ブレーカー設置費助成事業		危機管理課	P82	○	○					○	
地域材の活用	天竜材の家百年住居事業	林業振興課	P36	○		○						
	天竜材ぬくもり空間創出事業		P99							※1		
償還補助	勤労者住宅建設資金等償還利子補助事業	静岡県労働金庫 浜松中央 ローンセンター	P42								○	
	農業経営資金償還利子助成事業	農業振興課	P49								○	
	水洗便所改造資金貸付あっ旋及び利子補給制度	上下水道部・お客さまサービス課	P56				○				○	

令和8年5月1日現在

マンション							賃貸				申請者		住まいづくりガイドページ数	制度名
新築	中古	リフォーム等	解体	その他	償還利子補助	固定資産税の減額	新築	リフォーム等	その他	固定資産税の減額	施主	事業者		
											○		P38	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）導入支援事業補助金
											○		P52	創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅推進事業費補助金
						○				○※3	○		P44	省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置
		○						○			○		P57	合併処理浄化槽設置事業費補助制度
						○				○	○		P39	認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置
						○					○		P46	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額措置
○	○	○						○※2	○ 貸借・引越費用など		○		P96	ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金
○	○	○						○※2	○ 貸借・引越費用など		○		P98	結婚新生活支援事業補助金
○	○	○									○		P34	まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金（ハマライフ・結婚新生活交付決定後申請）
						○				○※3	○		P60	住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置
		○									○		P63	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給
		○									○		P64	高齢者住宅改造費補助金交付
		○									○		P66	重度身体障がい者住宅改造費補助金交付
		○									○		P67	重度身体障がい者住宅改修費給付（居宅生活動作補助用具）
○	○			○			○		○		○		P81	家具転倒防止事業
						○				○	○		P70	耐震改修住宅に対する固定資産税の減額措置
								○ ※戸建てのみ			○	○	P73	木造住宅耐震補強助成事業
		○ ※耐震関係部分のみ	○ ※一部事業のみ					○ ※耐震関係部分のみ	○ 診断事業/計画策定 ※戸建てのみ		○	○	P74	建築物耐震診断事業・建築物補強計画策定事業・建築物耐震補強助成事業・緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業
									○ 診断事業/計画策定 ※戸建てのみ		○	○	P76	非木造住宅耐震診断事業・非木造住宅補強計画策定事業
											○	○	P77	がけ地近接等危険住宅移転事業
○ ※撤去後のみ			○				○ ※撤去後のみ				○	○	P78	ブロック塀等撤去改善事業
								○	○ 診断事業		○	○	P79	耐風診断助成事業・耐風改修助成事業
								○ ※戸建てのみ			○	○	P80	耐震シェルター整備事業
○		○ ※6条申請を要するもの					○	○ ※6条申請を要するもの			○	○	P83	狭い道路の拡幅整備事業
○	○			○			○		○		○		P82	感震ブレーカー設置費助成事業
											○		P36	天竜材の家百年住居る事業
○ ※共用部分のみ		○ ※共用部分のみ		※1			○ ※共用部分のみ	○ ※共用部分のみ	※1		○		P99	天竜材ぬくもり空間創出事業
					○						○		P42	勤労者住宅建設資金等償還利子補助事業
					○						○		P49	農業経営資金償還利子助成事業
					○						○		P56	水洗便所改造資金貸付あっ旋及び利子補給制度

※1…ウッドデッキ・フェンス等の外構、非住宅建築物へのFSC認証製品の木製家具の導入

※2…賃貸住宅の工事を行う場合は所有者の同意書が必要

※3…賃貸住宅の場合は減額措置の対象とならないが、所有者が自ら居住している場合は、その居住部分について対象となる

※（建築行政課の制度を賃貸住宅で使用する場合は戸建て・マンションに同じ）

1

住まいづくりに関する知識

（新築編）

住まいづくりの流れ.....	2
住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）について.....	8
住宅瑕疵担保履行法について.....	9
長期優良住宅の認定について.....	10
低炭素住宅の認定について.....	12
新築住宅の住宅性能表示制度について.....	14
（参考）住宅省エネ2026キャンペーン.....	16
（参考）省エネで健康・快適な住まいづくりを.....	18

（リフォーム編）

リフォームの流れ.....	20
既存住宅の住宅性能表示制度について.....	24
リフォーム瑕疵保険について.....	26

（税金編）

住宅に関する税金について.....	27
（参考）住宅ローン減税の改正・贈与税非課税措置.....	29

住まいづくりの流れ

手順1

住まいのイメージづくりをしましょう。



- どんな住まい（部屋数、間取りの大きさ等）を求めているのか、どんな暮らしがしたいのかをイメージしましょう。
- 必要な情報を収集しましょう。
- 資金計画を検討しましょう。（建物代・土地代・借入等）
- スケジュールを検討しましょう。

手順2

土地を探しましょう。



- 住みたい地域や周辺の環境などを考慮しながら土地を探しましょう。
- 敷地について調べましょう。（用途地域・建ぺい率・容積率等）
- 地盤について調べましょう。（地盤の固さや地下水の高さ等）
【かかる費用】・敷地調査費 ・地盤調査費

手順3

事業者を選びましょう。



- ハウスメーカー、工務店、建築設計事務所など、どこに依頼するのかを検討しましょう。
- 事業者の概要や実績を確認しましょう。
- 工期、施工体制、保証内容、維持修繕費などを確認しましょう。

手順4

間取りを検討し、見積りを提出してもらいましょう。



- 事業者に住まいのイメージや土地の条件・予算の目安を伝えましょう。
- 事業者へ提案書や見積書を提出してもらいましょう。
- 金額だけでなく見積り項目を含めてチェックしましょう。
- 資金計画を確認しましょう。
【かかる費用】・設計着手料 ・設計料

住まいづくりの法律知識

住まいに関する法律には、“建築関係の法律”の「建築基準法」や「都市計画法」などがあります。法律の規制によって住まいづくりも変わってきます。万一トラブルがあった場合に役立つ法律もあります。後悔することのないよう、法律の基本をおさえましょう。

○ 建築基準法

「建築基準法」は、住まいや都市の安全性を確保し、住む人の命や健康、財産を守るために設けられた最低限の基準です。建物の構造や性能、設備について、耐火や耐震、採光、換気、衛生面などの基準を定めたり、健全なまちづくりのために住まいの広さや高さの制限などを定めたりと、さまざまな基準が設けられています。

○ 都市計画法

「都市計画法」は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために土地利用の適正な制限を定めたものです。許可なく建物を建てることのできない「市街化調整区域」が決められているほか、「市街化区域」でも住居系地域、商業系地域など土地によって建物の使用目的に規制が設けられているので必ず確認しましょう。

※ 参考

「家を建てるには？」

住まいについて最低限知っておきたいことを建築基準法中心にまとめたパンフレットもありますので参考にご覧ください。

■お問い合わせ 都市整備部 建築行政課

電話 053-457-2471

(HP) [トップ](#)→[手続き・くらし](#)→[住まい](#)・[建築](#)→[建築確認申請等](#)
→[建築物を安全に建てるために\(家を建てるには?\)【パンフレット】](#)のダウンロード)



土地選びのポイント

住みたい地域の目安がいたら、不動産屋などに相談や広告やインターネットの土地検索サービスなどを利用して土地を探します。以下の項目をおさえて選んでください。

ポイント 1	現地を確認
------------------	-------

以下のポイントについてチェックしましょう。

- ・日当たりや風向き
- ・人、車通り
- ・騒音
- ・治安
- ・盛土、切土、がけ
- ・排水（雨のあと）
- ・周辺施設（学校、病院、交通等）
- ・道路や隣地からの高低差
- ・隣家との距離、窓の位置

ポイント 2	土地の法的条件
------------------	---------

以下のポイントについて市役所で確認しましょう。

- ・市街化区域、市街化調整区域
- ・用途地域
- ・建ぺい率、容積率

ポイント 3	公図と登記簿の確認
------------------	-----------

登記された権利関係（所有権、地上権、抵当権など）を管轄する法務局の登記簿で確認しましょう。

建築条件付の土地とは

「建築条件付」とは、工事の請負契約について条件が付いている土地をいいます。土地売買契約とは別に、指定された工事業者と工事請負契約を結ぶことになっているものです。

事業者選びのポイント

事業者選びは、住まいづくり成功への最大のポイントです。以下の項目をおさえて選んでください。

ポイント 1	イメージにあった住まいづくりができそうか
------------------	----------------------

「どんな住まいづくりをしているのか?」「得意分野やデザインは?」「予算の目安は?」などの基本情報を収集し、イメージに合う住まいづくりができそうな事業者を見つけましょう。

ポイント 2	実績、資格などを確認
------------------	------------

住まいづくりについて経験豊富で実績のある事業者で、資格を持ち、専門業者の団体に加盟しているかを確認しましょう。

ポイント 3	施工管理体制や施工後のフォローを確認
------------------	--------------------

施工管理の体制があり、工事保証など、施工後のフォローも十分に行っているかを確認しましょう。

ハウスメーカー、工務店及び建築設計事務所の一般的な特徴は、以下のとおりです。

ハウスメーカー

- ・ 住まいを商品化し、工場で部材を生産するため、品質が比較的安定しています。
- ・ 比較的短い工期で住まいを建てることができます。
- ・ 住宅展示場で、実際の住まいを見学することができます。

<例えばこんな人に…> 企業としての信頼性（ブランド）を重視している。
ある程度お任せで住まいを建てたい。 など

工務店

- ・ 多くは地元密着型。何か困ったことがあった時にも素早い対応が期待できます。
- ・ 在来軸組工法の木造住宅を得意とする工務店が多く、基本的には自由設計が可能です。
- ・ 施工の経験に基づき、短期間で現実的な設計をまとめてくれます。

<例えばこんな人に…> 地元に代々お付き合いしている大工さんがいる。
住まいを建てた後も、少しずつ手を入れていきたい。
自分で思い描くプランがある。 など

建築設計事務所

- ・ 話し合いを重ね、様々な要望を聞いたうえできめ細やかなプランを作成してくれます。
- ・ 施工中も施主サイドに立ち、専門家の立場で工事内容を客観的にチェックしてくれます。

<例えばこんな人に…> 住まいづくりに対するこだわりが多い。
変形（狭小）敷地に住まいを建てる。 など

住まいづくりの費用

住まいづくりには以下のような費用がかかることに注意しましょう。

本体工事費 (総費用の70~80%)

仮設工事費、基礎工事費、木工事費、屋根工事費、外装工事費、金属工事費、左官工事費、塗装工事費、内装工事費、雑工事費、金属木製建具工事費、石タイル工事費、電気設備工事費、給排水衛生設備工事費、空調換気設備工事費、ガス設備工事費 等

付帯工事費 (総費用の15~20%)

解体工事費、敷地調査費、地盤調査費、家屋調査費、外構工事費、造園工事費、地盤改良工事費、照明器具工事費、カーテン工事費、空調工事費、屋外設備工事費、電気等の引き込み工事費 等

諸経費 (総費用の5~10%)

申請代行手数料、設計工事監理委託費、ローン申込料、ローン保証料、火災保険料、地震保険料、登記料、印紙税、仮住まい費、引越し費、地鎮祭費、上棟式費、電化製品購入費、家具購入費 等

坪単価とは

坪単価とは、本体工事費を延床面積（坪）で割ったものです。ただし、坪単価を延床面積ではなく、施工床面積（ベランダ、小屋裏収納、玄関ポーチなどを含む）で計算する会社もあるので注意が必要です。

見積りのポイント

見積りを依頼するときには下記のポイントに注意しましょう。

ポイント 1	イメージを明確に	住まいのイメージ（部屋数や間取りの大きさ等）、 その他要望を明確にしましょう。 業者と何回か打合せを行い、明確なイメージを作る。 完成見学会などに参加することも有効です。
ポイント 2	数社に見積り依頼	他業者にも同条件の見積りを依頼していることを 伝えましょう。ただし、ある程度数社に絞ってから 見積りを依頼しましょう。
ポイント 3	見積り内容・範囲の 確認	同様の内容・範囲の見積りになるよう出せる範囲で 見積りを出してもらいましょう。 特に設備（キッチン・浴槽等）のグレードによって 大きく金額が変わることもあるので注意しましょう。

住宅ローンの種類

一般的に住宅ローンには以下のような種類があります。詳しくは金融機関にお問い合わせください。

	特徴	メリット	デメリット
全期間 固定 金利型	借り入れた時の 金利が全期間 変わらないタイプ	返済期間全体の返済額を 確定できる。 市場金利が上昇しても返済 額は増加しない。	市場金利が低下しても返済 額は減少しない。
変動 金利型	金融情勢の変化に 伴い返済の途中で も定期的な金利が 変動するタイプ	市場金利が低下すると返済 額が減少する。	市場金利が上昇すると返済 額が増加する。 将来の返済額が確定しない ので返済計画が立てにくい。
固定金利 期間 選択型	「当初〇年間〇%」 など、一定期間に 固定金利が適用 されるタイプ	固定金利期間中は返済額を 確定できる。 固定金利期間終了後に金利 が低下すると、返済額が減少 する。	固定金利期間終了後に金利 が上昇すると、返済額が増加 する。

住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）について

●お問い合わせ 都市整備部 住宅課
電話 053-457-2457

目的

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」は、「住宅の品質確保の促進」「住宅購入者等の利益の保護」「住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決」を図り、生活の安定向上と経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

概要

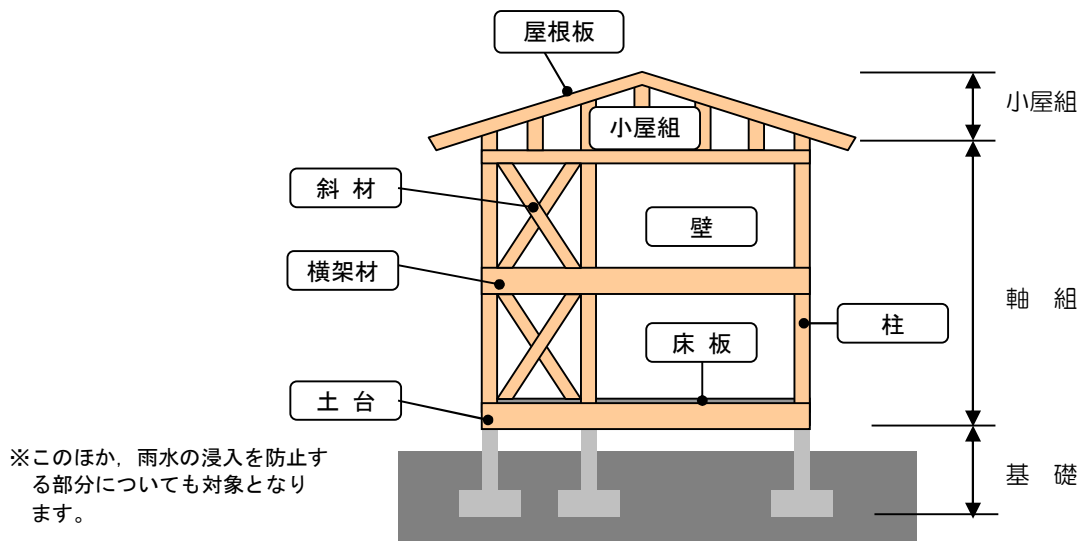
住宅性能表示制度（詳しくはP14に記載）を創設するとともに、新築住宅の売主又は工事請負人に10年間の瑕疵担保責任を義務づけ、万が一トラブルが発生した場合、無料補修等を請求することができます。

◆◆ 対象となる部分 ◆◆

- ◇ 基本構造部分（基礎、柱、床、屋根等構造耐力上主要な部分）
- ◇ 雨水の浸入を防止する部分

対象となる部分のイメージ

構造耐力上主要な部分の例（在来軸組工法の木造住宅の場合）



◆◆ 請求できる内容 ◆◆

- ◇ 修繕、補修請求
- ◇ 賠償請求
- ◇ 契約解除（売買契約の場合で、修繕、補修不可能の場合に限る）

◆◆ 瑕疵担保期間 ◆◆

- ◇ 完成引き渡しから10年間義務化 ※短縮の特約は不可

住宅^{かし}瑕疵担保履行法について

●お問い合わせ 都市整備部 住宅課
電話 053-457-2457

目的

「住宅^{かし}瑕疵担保履行法」は、建設業者および売主である宅建業者などに対して、^{かし}瑕疵の補修等が確実にされるよう、資力確保措置を義務付けることを目的としています。

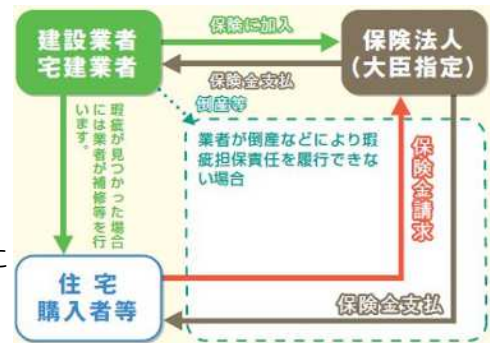
概要

住宅購入者は、事業者の倒産などにより^{かし}瑕疵の補修等が行われない場合に、保険又は供託のいずれかの方法により、補修費等を保険法人に請求することができます。

◆◆ 保険制度 ◆◆

◇ 保険の仕組み

- ・ 保険に加入している新築住宅を取得した人は、事業者の倒産などにより、^{かし}瑕疵の補修等が行われない場合には、購入者に保険法人から保険金が支払われます。
- ・ 保険加入の申込みは、事業者が行います。
- ※ 売買契約や請負契約時に事業者からの説明や契約書面に記載があるか確認しましょう。



◇ 保険支払いの対象となる部分

- ・ 基本構造部分（基礎，柱，床，屋根等構造耐力上主要な部分）
- ・ 雨水の浸入を防止する部分

◇ トラブルが起きたら

- ・ 指定住宅紛争処理機関（弁護士会）の紛争処理（調停）を利用することができます。



◆◆ 供託制度 ◆◆

- ◇ 事業者が倒産した場合など^{かし}瑕疵の補修等が行えない場合、新築住宅を取得した人は、供託所に対し、その費用を請求することができます。
- ◇ 供託制度が利用された場合、事業者は法律で定められた額の保証金（現金等）をあらかじめ法務局などの供託所に預けておくこととなります。
- ※ 供託制度が利用された場合、指定住宅紛争処理機関による紛争処理手続きは利用できません。

長期優良住宅の認定について

●お問い合わせ 都市整備部 建築行政課
電話 053-457-2472

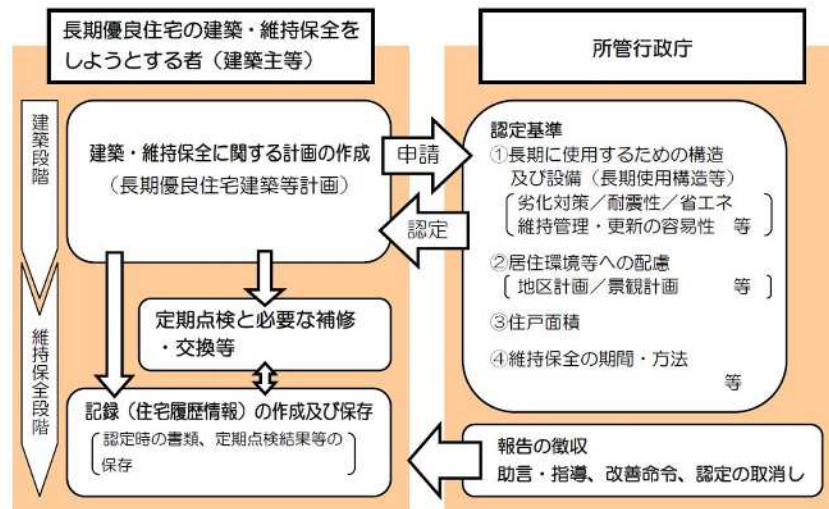
目的

「長期優良住宅の認定」は、住まいを長期にわたり使用することにより、住まいの解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建替えに係る費用の削減によって住まいに対する負担を軽減し、より豊かで、より優しい暮らしへの転換を図ることを目的としています。

概要

「長期優良住宅」とは長期にわたり、良好な状態で使用するための様々な措置が講じられた住まいをいいます。

長期優良住宅の建築及び維持保全をしようとする方は、計画を策定して、所管行政庁から認定を受けることができます。



◆◆ メリット ◆◆

◇ 住宅ローン金利引き下げ

- 長期優良住宅に対応した供給支援

民間金融機関が認定長期優良住宅について最長50年の住宅ローンを供給できるよう、住宅金融支援機構が支援（フラット50）

- 長期優良住宅の取得支援

住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度（フラット35S）において、認定長期優良住宅等に係る金利を当初5年間0.75%（フラット35子育てプラスは1.0%）引き下げ

- ◇ 税金の軽減（詳しくはP29・P39に記載）

◆◆ 認定基準 ◆◆

- ◇ 長期使用構造等の基準
 - ・構造躯体等の劣化対策 ・耐震性 ・可変性
 - ・維持管理・更新の容易性 ・高齢者等対策 ・省エネルギー対策
- ◇ 住宅の規模の基準
 - ・一戸建ての住宅 75 m²以上 ・共同住宅等の住戸 40 m²以上
 - ※ ただし、少なくとも1の階の階段部分を除いた床面積 40 m²以上
- ◇ 居住環境への配慮の基準
 - ・次の区域内に建築される住宅でないこと。
 - ・都市計画施設の区域（都市計画法第4条第6項）（例：都市計画道路、都市計画公園等）
 - ・市街地開発事業の区域（都市計画法第4条7項）（例：土地区画整理事業等）
 - ※事業の施行として建築されるもの等、区域内であっても認定できる場合があります。
 - ・次の区域内に建築される住宅は、当該計画に適合するもの
 - ・地区計画区域 ・景観計画区域
- ◇ 自然災害への配慮の基準
 - ・次の区域内に建築される住宅でないこと
 - ・地すべり防止地域（地すべり防止法第3条第1項）
 - ・土砂災害特別警戒地域（土砂災害対策法第9条第1項）
 - ・急傾斜地崩壊危険区域（がけ崩れ防止法第3条第1項）
 - ※静岡県建築基準条例第4条による建築制限解除通知書を添付した場合は認定対象となります。
- ◇ 維持保全の基準
 - ・点検の時期内容が定められていること ・維持保全期間が30年以上であること
- ◇ 資金計画の基準
 - ・建築及び維持保全に係る資金計画が適切であること

◆◆ 手続きの主な流れ ◆◆

- ◇ まずは、認定について建築士等の専門家にご相談下さい。
 - ◇ 地区計画や景観計画の届出対象となる場合は、事前に届出をお願いします。
- | | |
|-------|------------------------------------------------------|
| 認定の申請 | 認定申請書を正副1部ずつ用意してください。 |
| ↓ | |
| 認定の通知 | 申請から通知まで最大2週間程度かかります。
（事前に登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合） |
| ↓ | |
| 工事の着工 | 認定申請受付後であれば認定通知書の交付前であっても着工できます。 |
| ↓ | |
| 建築工事 | 工事中に変更があった場合は、変更認定の申請が必要です。 |
| ↓ | |
| 工事完了 | 工事が完了した際は、工事完了報告書を提出してください。 |
| ↓ | |
| 維持保全 | 維持保全計画に基づく点検、補修を実施してください。 |

低炭素住宅の認定について

●お問い合わせ 都市整備部 建築行政課
電話 053-457-2472

目的

「低炭素住宅の認定」は、二酸化炭素の相当部分を排出している都市における低炭素化（二酸化炭素の排出抑制）を早急に図るため、市街化区域における「低炭素まちづくり」を推進することを目的としています。

概要

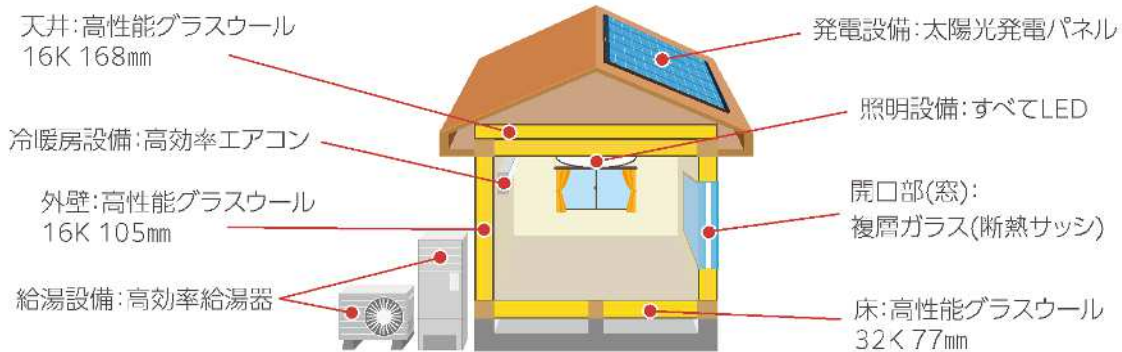
一定の断熱性能を確保し、省エネ性能などを満たし、エネルギー消費量が一定水準以下となる措置を講じられた住宅です。

市街化区域内において低炭素住宅を新築等しようとする方は、低炭素建築物新築等計画を作成して、所管行政庁から認定を受けることができます。

◆◆ 認定基準 ◆◆

- ◇ 市街化区域内の建築物
- ◇ 外皮性能 UA 値（外皮平均熱貫流率）0.6 以下、 η_{AC} （冷房機の平均日射取得率）2.8 以下
- ◇ 一次エネルギー消費性能が省エネ基準から 20%以上削減
- ◇ 再生可能エネルギー利用設備の導入（必須項目）
- ◇ 低炭素化に資する措置（選択項目）

低炭素建築物（住宅）のイメージ



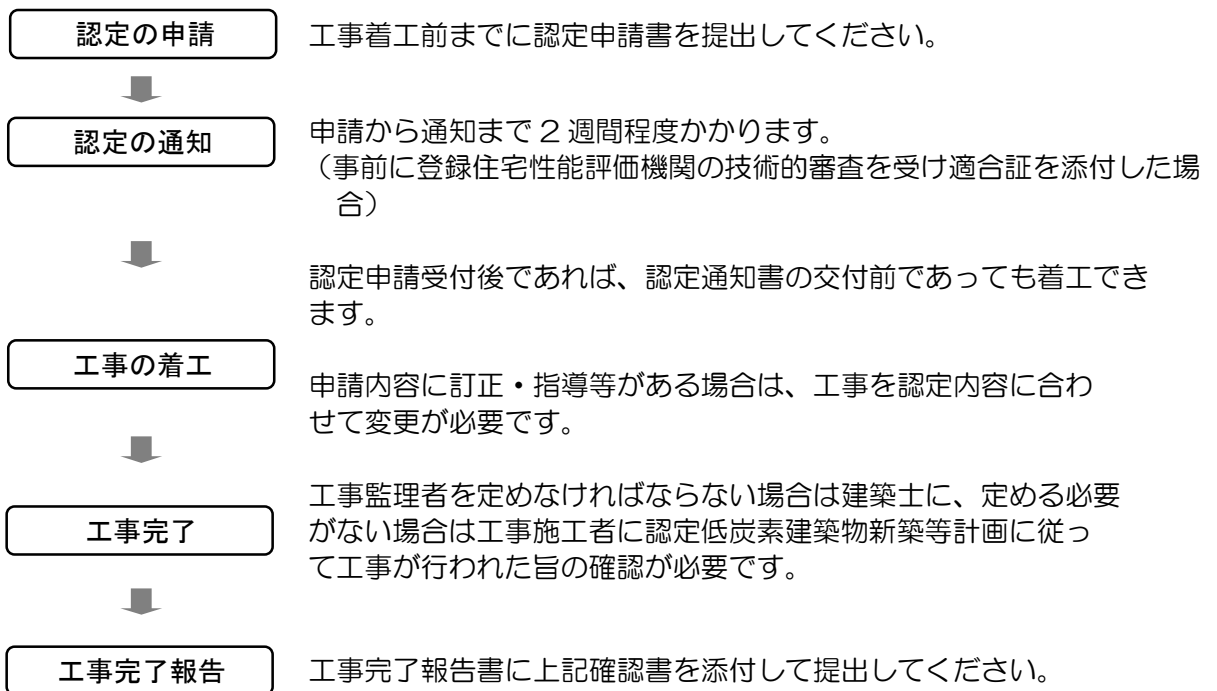
+ 選択項目

◆◆ メリット ◆◆

- ◇ 住宅ローン減税の引上げ
詳しくは税務署へお問い合わせください。
 - ・ 浜松東税務署 053-458-1111（自動音声）
 - ・ 浜松西税務署 053-555-7111（自動音声）
- ◇ 登録免許税率の引き下げ
保存登記は、0.1%（一般0.15%）に引き下げ
移転登記は、0.1%（一般0.3%）に引き下げ
- ◇ 容積率の不算入
蓄電池、蓄熱槽など低炭素化を図るための設備設置で通常の建築物の床面積を超える部分は容積率に不算入

◆◆ 手続きの主な流れ ◆◆

- ◇ まずは、認定について建築士等の専門家にご相談ください。



※認定された低炭素建築物新築等計画を変更する時は、軽微な変更の場合を除き、変更認定の申請が必要です。

新築住宅の住宅性能表示制度について

●お問い合わせ 次ページに掲載

目 的

「新築住宅の住宅性能表示制度」は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅性能を契約前に比較できるよう新たに性能の表示基準を設定するとともに、性能を評価できる第三者機関を設置し、住宅の品質の確保を図ることを目的としています。

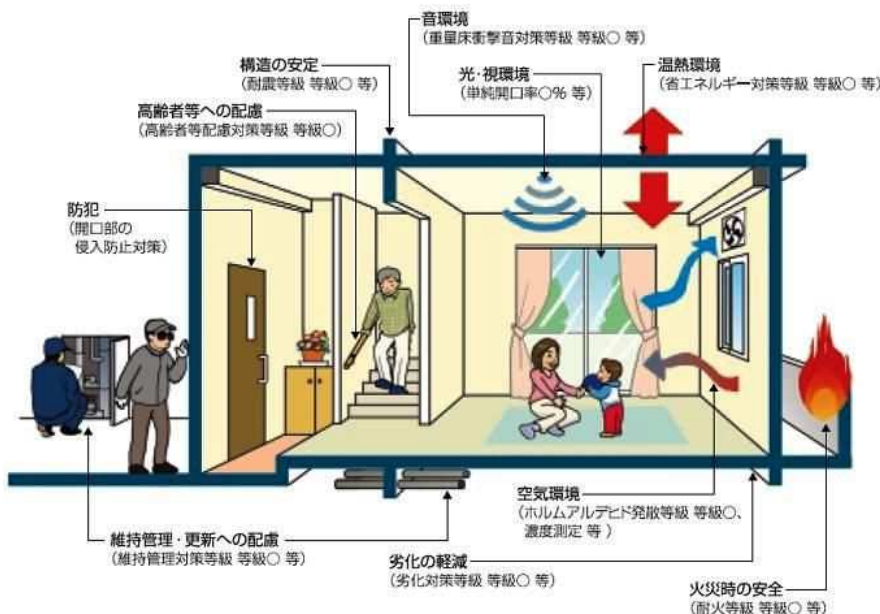
概 要

外見からでは判断しにくい耐震性能やエネルギー消費量など、住まいの基本的な性能基準を定め、第三者機関(指定住宅性能評価機関)が設計・施工・完成の各段階で判断する制度です。

◆◆ 性能表示項目 ◆◆

次の10個の性能項目が示され、それぞれの項目について性能基準が設定されています。

性能項目	内 容
1 構造の安定 (必須項目)	地震や風などの力に対する建物の強さ
2 火災時の安全	火災発生時の避難のしやすさや建物の燃えにくさ
3 劣化の軽減 (必須項目)	構造に使用する材料の劣化、軽減するための対策
4 維持管理・更新への配慮 (必須項目)	給排水・ガスなどの配管の点検・清掃・修理のしやすさ
5 温熱環境・エネルギー消費量 (必須項目)	断熱化等による対策及び一次エネルギー消費量の削減のための対策
6 空気環境	建材等からのホルムアルデヒド放出量の少なさや換気の方法など
7 光・視環境	居室の窓など開口部の大きさや位置
8 音環境	騒音の低減などの遮音性能
9 高齢者等への配慮	高齢者等が安全かつ生活しやすい工夫
10 防犯	開口部の進入防止対策

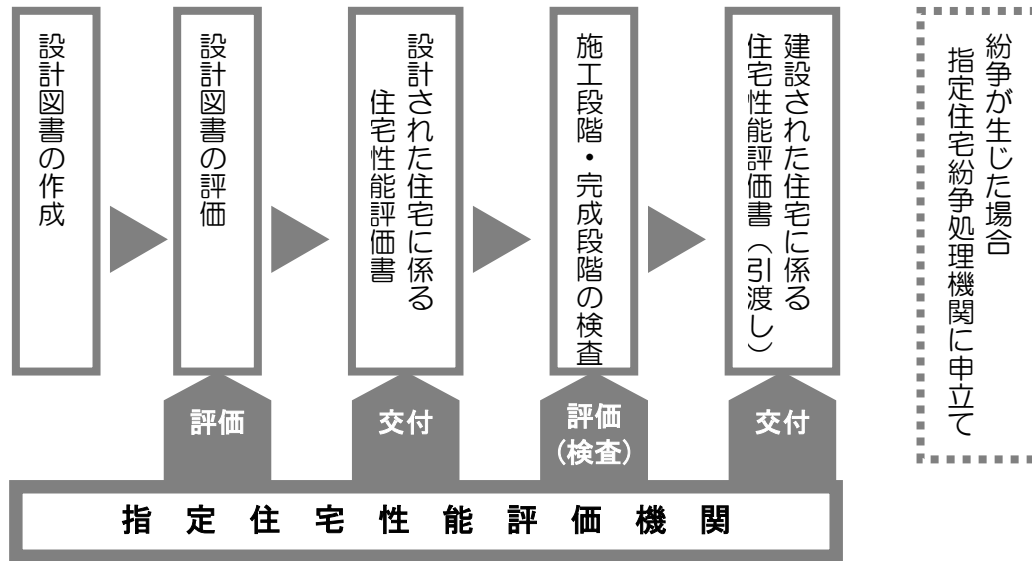


設計住宅性能評価用マーク



建設住宅性能評価用マーク

◆◆ 評価の流れ ◆◆



◆◆ メリット ◆◆

◇ いろいろな住宅をわかりやすく比較

- ・契約前に住まいの性能水準について、共通の視点で相互比較できます。

◇ 手抜き工事をチェック

- ・表示された水準の性能が確実に実現されるよう、第三者機関によって、設計段階及び施工・完成段階でチェックしてもらえます。

◇ 安全、安心な住まい

- ・設計段階の性能評価書の内容を契約に含めることができ、施工会社と約束している性能が明確になります。また万一、性能が確保されていない場合は補修等を求めることができ、引渡し後にトラブルがあった場合には、紛争処理機関にトラブルの解決を依頼できます。

◇ 住宅ローンや保険料がお得になることも…

- ・一部の金融機関では、住宅性能表示制度を利用した住まいについて、住宅ローンの金利を優遇しています。また地震保険料では割引制度が適用されます。

※ 制度の利用は義務付けられたものではなく、事業者又は住宅取得者の任意です。

申請には費用が必要です。

～住宅性能表示制度に関するお問合せ先～

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

電話：(03) 5229-7440

URL：http://www.hyoukakyokai.or.jp/



(参考) 住宅省エネ2026キャンペーン

●お問い合わせ

下記に記載

住宅省エネ2026キャンペーン補助事業合同 お問い合わせ窓口

ナビダイヤル：0570-081-789（通話料がかかります）

（IP電話等からのご利用 03-6629-1646）

受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日含む）

URL：<https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp>

※申請はリフォーム事業者を通じて行います。



〇みらいエコ住宅2026事業

目 的

「みらいエコ住宅2026事業」は、2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する良質なストック形成を図るため、「ZEH水準住宅」や「長期優良住宅」の新築、特に高い省エネ性能等を有する「GX志向型住宅」の新築及び省エネ改修等への支援を実施し、物価高の影響を受けやすい住宅分野の省エネ投資の下支えを行うことを目的としています。

概 要

省エネ住宅の新築（注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅）補助金

※関東・西日本などの温暖な地域版（地域区分：5～8）

対象世帯	対象住宅	補助額
すべての世帯	GX志向型住宅	110万円/戸
子育て世帯 または 若者夫婦世帯	長期優良住宅	75万円/戸
	建替前住宅等の除却を行う場合	95万円/戸
	ZEH水準住宅	35万円/戸
	建替前住宅等の除却を行う場合	55万円/戸

既存住宅のリフォーム（令和8年4月7日時点）

対象住宅	改修工事	補助上限額
平成4年基準を 満たさないもの	平成28年基準相当に引き上げる改修	上限：100万円/戸
	平成11年基準相当に引き上げる改修	上限：50万円/戸
平成11年基準を 満たさないもの	平成28年基準相当に引き上げる改修	上限：80万円/戸
	平成11年基準相当に引き上げる改修	上限：40万円/戸

◆◆対象工事◆◆

- ①開口部の断熱改修【必須】
- ②躯体の断熱改修【必須】
- ③エコ住宅設備の設置【必須】
- ④子育て対応改修
- ⑤防災性向上改修
- ⑥バリアフリー改修
- ⑦空気清浄機・換気機能付きエアコンの設置
- ⑧リフォーム瑕疵保険等への加入

◆◆対象者◆◆

令和7年11月28日以降に「リフォーム工事」に着手し、申請した方

◆◆受付期間◆◆

令和8年3月中下旬～予算上限に達するまで（遅くとも令和8年12月31日まで）
 ※注文住宅の新築（ZEH水準住宅に限る）：令和8年3月中下旬～予算上限に達するまで
 （遅くとも令和8年9月30日まで）

○先進的窓リノベ2026事業

目 的

「先進的窓リノベ2026事業」は、2050年ネット・ゼロの実現や2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、断熱性能の高い窓の導入を支援し、住宅の脱炭素化とウェルビーイング/高い生活の質の実現に貢献するとともに、先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現することを目的としています。

概 要

◆◆対象工事◆◆

高い断熱性を持つ窓への改修に関する費用の一部を定額補助（上限100万円）

※ドア（開口部に取り付けられているものに限りです。）については、窓の改修と同一の契約内で断熱性能高いドアに改修する場合には、補助の対象となります。

◆◆対象者◆◆

令和7年11月28日以降に「リフォーム工事」に着手し、申請した方

◆◆受付期間◆◆

令和8年3月中下旬～予算上限に達するまで（遅くとも令和8年12月31日まで）

○給湯省エネ2026事業

目 的

「給湯省エネ2026事業」は、家庭のエネルギー消費で大きな割合をしめる給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的としています。

概 要

以下①～③の補助額の合計を補助。（給湯器の設置に合わせて、以下の撤去工事を行う場合は、補助額の加算（④⑤）が受けられます。）

◆◆対象工事◆◆

【導入】 ①ヒートポンプ給湯器（最大10万円/台） ②ハイブリッド給湯器（最大12万円/台）
 ③家庭用燃料電池 （最大17万円/台）

【撤去】 ④電気蓄熱暖房機（4万円/台） ⑤電気温水器（2万円/台）

◆◆対象者◆◆

令和7年11月28日以降に着手し、申請した方

◆◆受付期間◆◆

令和8年3月中下旬～予算上限に達するまで（遅くとも令和8年12月31日まで）

(参考) 省エネで健康・快適な住まいづくりを！

●お問い合わせ ウェルネス推進事業本部
電話 053-457-2129

目的

「健康・省エネ住宅の推進」の周知・PRにより、居住環境によるヒートショックや高血圧などの健康被害をなくすため、断熱性が高く温かい省エネ住宅を推進することを目的としています。

概要

浜松ウェルネス推進協議会は、国（国土交通省、厚生労働省、環境省等）や一般社団法人健康・省エネ住宅を推進する国民会議が取り組んでいる「健康・省エネ住宅の推進」の周知・PRに協力しています。

国土交通省では、2014年度から「省エネリフォームを実施した居住者への影響調査事業」を実施しており、室温と健康の関係など居住環境が健康に与える影響について呼びかけています。

◆◆ メリット ◆◆

断熱性能が高く、暖かい「省エネ住宅」は、住まい手の健康づくりにつながります。

◇ ヒートショックの防止

室温 18℃未満の家の住宅では、心電図異常所見のある人・総コレステロール値が基準範囲を超える人の割合が高まり入浴事故リスクも高まります。



引用：健康省エネチラシ | 一般社団法人日本サステナブル建築協会

◇ 高血圧の予防

足元を冷やさない住環境と病気の関係については、床付近の室温が 15℃未満の家の住む人は床付近の室温が 15℃以上の住宅に住む人に比べて高血圧で通院している人が 1.5 倍、糖尿病で通院している人が 1.6 倍となります。

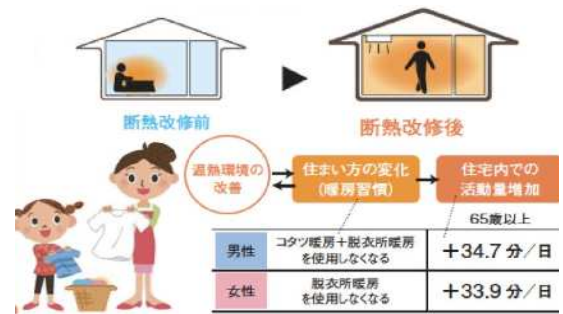
◇ 循環器疾患の予防

循環器疾患の対策として、40～80歳代の収縮期血圧を平均で4mmHg低下させる目標です。

◇ 熱中症の予防

◇身体活動の活性化

- 糖尿病・循環器疾患等の予防の観点から、現在の身体活動量を少しでも増やすことを世代共通の方向性とし、活動指針として「+10（プラステン）：今より10分多く体を動かそう」を推進します。
- 断熱改修により、居間や脱衣所の温度が上昇しコタツが不要になることで住宅内の身体活動時間が約30分程度の増加が見込まれます。



引用：健康省エネチラシ | 一般社団法人日本サステナブル建築協会

◆◆ 関連 ◆◆

◇国土交通省

高齢者が自立して暮らせる住生活の実現や、安全で質の高い住宅ストックを推進する観点から、ヒートショック防止等の健康増進リフォームを推進。（住生活基本計画）

◇厚生労働省

- 循環器疾患の対策として、40～80歳代の国民の収縮期血圧を平均で4mmHg低下させる目標。※1（健康日本21（第二次））
 - 糖尿病・循環器疾患等の予防の観点から、現在の身体活動量を少しでも増やすことを世代共通の方向性とし、活動指針として「+10（プラステン）」：今より10分多く体を動かそう」を推進。（健康づくりのための身体活動基準 2013）
- ※1 これにより、脳卒中志望者数が年間約1万人、冠動脈疾患死亡数が年間約5千人減少すると推計されています。

◇改正建築物省エネ法

建築士は住宅を新築する施主に対し、省エネ性能の説明をすることが義務づけられます。

※詳細につきましては、下記窓口へお問い合わせください。

一般社団法人 日本サステナブル建築協会

電話：(03) 3222-6391

URL：http://www.jsbc.or.jp/

◆◆ その他 ◆◆

高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等について支援事業が創設されました。

詳細は、「住宅省エネ2026キャンペーン」(p.16)を参考にしてください。

リフォームの流れ

手順1

情報収集によってリフォームのイメージを固めましょう。



- リフォームの必要な部分を決めましょう。
- 必要な情報を収集しましょう。
- 予算の目安をつけましょう。
- 住まいの図面などを探しましょう。
- リフォームのイメージを固めましょう。

手順2

事業者を決めましょう。



はじめに

- 事業者の候補を選びましょう。(3~5社程度)

候補の中から

- 事業者に提案書や見積書を提出してもらいましょう。
- 金額だけでなく見積り項目を含めてチェックしましょう。
- 工期、施工体制や保証内容などを確認しましょう。
- 事業者の概要や実績を確認しましょう。
- 納得いくまで確認・検討しましょう。

手順3

必ず契約書を取り交わしましょう。



- 小さな工事でも必ず契約書を取り交わしましょう。
- 契約の段階で再度最終的な見積りを取りましょう。
- 引き渡しの期日などの工期についてもきちんと確認しましょう。
- トラブルが生じた時に必要な約款の規定を確認しましょう。

手順4

工事が契約通りに進んでいるかを確認しましょう。



- 工程表をもとに進行状況や工事内容を確認しましょう。
- 工事中に工事内容を変更する場合は、内容を書面に記録しましょう。

手順5

工事が終わったら、仕上がりや書類を確認しましょう。

- 引き渡し時には事業者と仕上がりを確認しましょう。
- 建物の図面、保証書等の書類をきちんと保管しましょう。

リフォームの法律知識

リフォームにおいても様々な法律や規約などがありますので、事前に情報収集などをしておく必要があります。

○ 建築確認申請が必要ないか

増改築などのリフォームを行なう場合には、市や民間の指定機関に建築確認申請が必要となる場合もあります。

○ 建ぺい率、容積率を超えていないか

地域ごとに定められた数値や隣接道路の幅員によって、建ぺい率、容積率が決まっています。リフォームで増築する際にもこの範囲に収まっていなければなりません。

○ マンションでは区分所有法にも注意

マンションは専有部分と共有部分に分かれており、共用部分は勝手にリフォームができません。リフォームするときは、管理規約を確認し、管理組合の承認を得ましょう。

○ シックハウス対策について

シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度規制が導入されています。

○ 廃棄物の処理について

廃棄物処理法等に基づき、リフォーム工事から出た廃棄物は、元請業者（排出事業者）が処理することになっています。見積りの際は「解体・廃棄物処理費」が消費者の負担になることが明記されているかを注意しましょう。

リフォーム分類のポイント

リフォームには、増改築、修繕、改修、模様替え、設備の更新・新設など、その目的により様々あります。その目的と内容をじっくり話し合い、将来まで見据えたリフォーム計画をすることが、ポイントです。

■ **リフォームの分類**

○ メンテナンス

年月が経過し、傷みがでてきた箇所の修繕、改修、屋根のふき替え、外壁の塗り替えなど。

○ ライフステージへの対応

家族構成の変動や高齢化などに伴う増改築、改修、間取りの変更やバリアフリー化など。

○ グレードアップ

住まいの性能や快適性を高めるため、設備の更新・新設、省エネ性能を高める改修など。

事業者選びのポイント

事業者選びは、リフォーム成功への最大のポイントです。以下の項目をしっかりおさえて選んでください。

ポイント 1	業務内容の確認	リフォーム内容が事業者の業務内容にマッチしているかを確認しましょう。
ポイント 2	実績、資格などの確認	リフォームについて経験豊富で実績がある事業者で、資格を持ち、専門業の団体に加盟しているかを確認しましょう。
ポイント 3	事業者の所在地の確認	自宅からあまり遠くない事業者かを確認しましょう。（車で1時間以内が目安）

事業者はそれぞれのリフォームの内容に応じて選ぶようにしましょう。

リフォームの内容	依頼先
増築・改築	ハウスメーカー、工務店、建築設計事務所
水廻りや冷暖房設備 内装の模様替え 屋根・外壁工事 基礎の構造補強 など	住宅部品メーカー系工事店 電気・水道・ガス等の設備工事店 塗装工事店、板金工事店、内装工事店等の専門工事店

※ 上記以外に、リフォーム専門の会社があります。設備機器の取り替えのような小規模工事のみを行うところから、増改築を行うところまで様々です。

悪質リフォーム業者対策

近年、一部の悪質なリフォーム事業者の訪問販売によるトラブルが目立っています。特に悪質事業者は、お年寄りだけで暮らす家を狙うケースが多いようです。身近な方からも、アドバイスをし、てあげてください。

【訪問販売による工事に関するトラブル、消費生活トラブル相談】
P108からP110の住まいに関する相談窓口を参照してください。

見積りのポイント

見積り額は適正なのかわかりにくいものです。安心できる方法として、複数の事業者から見積りを取る「見積り合わせ」があります。

■ 見積り合わせのポイント

- ・各事業者と同じ条件、希望を正確に伝える。
- ・他の業者にも見積りを取ることを事業者伝える。
- ・提示された見積りを他の事業者には見せない。

■ 見積書のチェックポイント

- ・見積り内容が条件、希望にあっているかをチェック。
- ・単価がわかりにくく、「〇〇工事 一式」と書かれているものは要注意。
- ・総額だけを比較するのではなく、工事内容もチェック。

■ 注 意 点

- ・契約の際には、「工事内容」「工事期間」「金額」「引き渡し日」など、見積書や事前の打ち合わせと合っているかをしっかり確認しましょう。
- ・値引き交渉をして、簡単に大幅値下げに応じる業者は要注意。

★見積り額の比較も大切ですが、施工上の瑕疵（かし）担保責任や保証期間を明確に設定してもらうことも重要な事業者選びの要素となります。

～リフォームの見積りに関するお問合せ～

住まいるダイヤル（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター）

電 話 03-3556-5147

受付時間：10：00 ～ 17：00（土日・祝日、年末年始を除く）

<リフォーム無料見積りチェックサービス>

お考えのリフォームや事業者から提示された見積書に関する相談を受け付けています。

- ① 見積りの項目・形式についてのご相談
 - ・不明瞭な項目（一式工事、特別割引など）がないか。
 - ・二重計上や不要な項目がないか。等
- ② 見積り金額についてのご相談
 - ・見積書の金額が一般的な相場と比べて特に高額な請求ではないか。
- ③ 工事途中や追加費用についてアドバイス等
 - ・見積りや図面に記載の工事内容が希望と合っているか。
 - ・追加工事の費用負担について合意があるか。等

既存住宅の住宅性能表示制度について

●お問い合わせ 次ページに掲載

目 的

「既存住宅の住宅性能表示制度」は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅性能を契約前に比較できるよう新たに性能の表示基準を設定するとともに、客観的に性能を評価できる第三者機関を設置し、住宅の品質の確保を図ることを目的としています。

概 要

外見からでは判断しにくい耐震性能や省エネルギー性能など、住まいの基本的な性能基準を定め、第三者機関(指定住宅性能評価機関)が客観的に判断する制度です。

◆◆ 性能表示項目 ◆◆

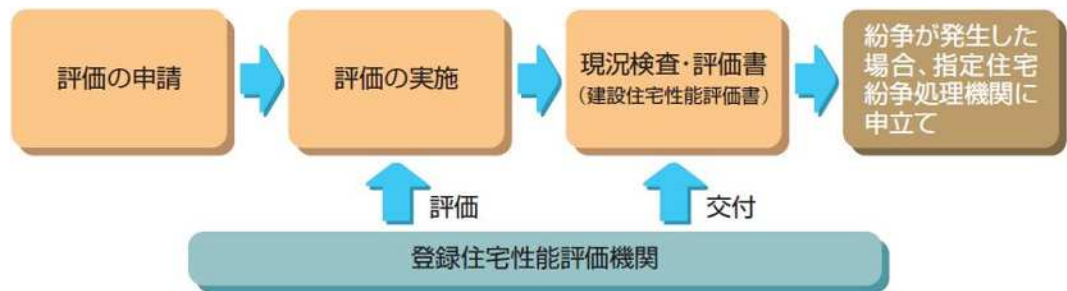
次の9個の性能項目が示され、それぞれの項目について性能基準が設定されています。

性能項目	内 容
1 構造の安定	地震や風などの力に対する建物の強さ
2 火災時の安全	火災発生時の避難のしやすさや建物の燃えにくさ
3 劣化の軽減	構造に使用する材料の劣化、軽減するための対策
4 維持管理・更新への配慮	給排水・ガスなどの配管の点検・清掃・修理のしやすさ
5 温熱環境・エネルギー消費量	断熱化等による対策及び一次エネルギー消費量の削減のための対策
6 空気環境	建材等からのホルムアルデヒド放出量の少なさや換気の方法など
7 光・視環境	居室の窓など開口部の大きさや位置
8 高齢者等への配慮	高齢者等が安全かつ生活しやすい工夫
9 防犯	開口部の進入防止対策

【住宅性能表示のイメージ】



◆◆ 評価の流れ ◆◆



◆◆ メリット ◆◆

◇ 住まいの劣化や不具合がわかります。

- ・現況調査では、外壁などに生じている「ひび割れ」や床の「傾き」、壁や天井の「漏水等のあと」などについて検査を行います。(部位等・事象別の判定)
- ・住まいの劣化等の状況を容易に把握しやすいように、一定の項目の個々の検査結果に基づいて、住まい全体の総合的な判定を行います。(総合判定)

◇ 住まいの性能が分かります。

- ・選択事項として、新築住宅の性能表示制度と同様の個別性能ごとに性能評価も受けることができます。(個別性能評価)

◇ 安心・納得して既存住宅を売買できます。

- ・既存住宅売買の当事者間で物件情報を共有化し、契約の透明化と円滑化を図ることができます。
- ・既存住宅を売買するとき、住まいの現況(劣化状況や不具合)、さらに、持っている性能が分かれば、安心・納得して売買ができます。

◇ 適切な維持管理や修繕・リフォームに役立ちます。

- ・適切な維持管理、修繕・リフォームを支援するために、住まいの傷み具合などを適時・適切に把握することができます。
- ・リフォーム前に、リフォーム事業者以外の第三者に住まいの傷み具合を検査してもらえば、安心・適切なリフォームが可能となります。また、リフォーム後の状況を確認する上でも有効です。

※ 制度の利用は義務付けられたものではなく、事業者又は住宅取得者の任意です。
申請には費用が必要です。

～住宅性能表示制度に関するお問合せ先～

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
電話：(03) 5229-7440
URL：http://www.hyoukakyukai.or.jp/



リフォーム瑕疵保険について

●お問い合わせ 都市整備部 住宅課
電話 053-457-2457

目的

「リフォーム瑕疵保険」は、消費者が安心してリフォーム工事を発注し、リフォーム工事の健全化を図ることを目的としています。

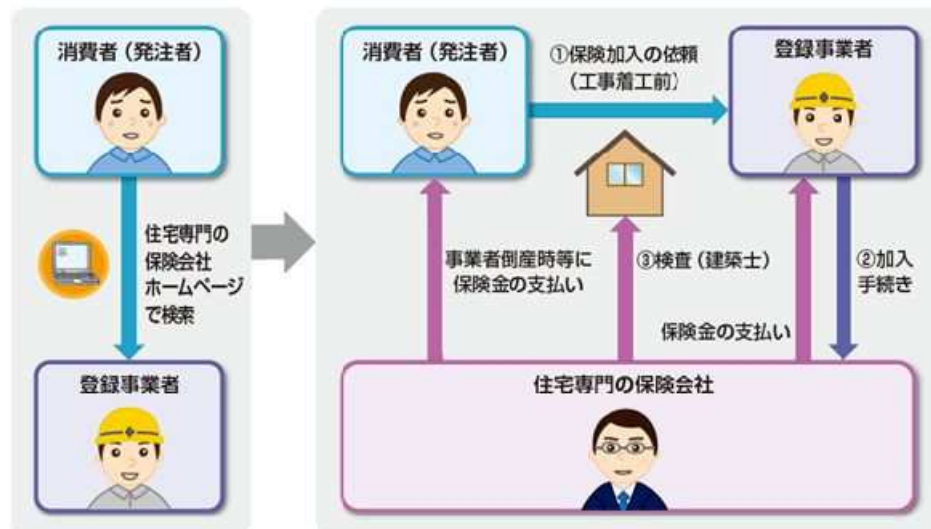
概要

リフォーム瑕疵保険制度は、リフォーム時の検査と保証がセットになった制度で、万一欠陥が見つかった場合に、保証してもらえる制度です。事業者が倒産した場合などは、消費者（発注者）に対して直接保険金が支払われます。

◆◆ 仕組み ◆◆

- ◇ 瑕疵の補修等が行われない場合には、消費者に保険法人から保険金が支払われます。
- ◇ 保険加入の申込みは、事業者が行います。

※ リフォーム工事について保険加入を希望する場合は、リフォーム瑕疵保険について「住宅瑕疵担保責任保険法人」に登録している事業者へ注文して下さい。
もしも依頼するリフォーム事業者が登録をしていない場合は、工事契約前(工事着工前)に登録してもらう必要があります。



◆◆ 対象となる部分 ◆◆

- ◇ リフォーム工事を実施したすべての部分に係る欠陥・不具合を包括的に対象（設備機器・器具そのものは除く）

◆◆ 保険期間 ◆◆

- ◇ 構造及び雨水防水部分にかかる工事は5年間
- ◇ 上記以外の工事は1年間

※ リフォーム瑕疵保険は、リフォーム事業者が加入する保険です。義務付けられたものではなく、事業者の任意です。保険法人では登録された事業者情報を提供していますので、登録の有無をご確認ください。

住宅に関する税金について

住宅を取得する場合、契約段階から購入後まで、それぞれの段階でいろいろな税金がかかります。ここでは住宅に関する各種税金を紹介します。

住宅を取得するときにかかる税金

税金の種類		区分	備考
印紙税	不動産取引における契約文書に対してかかる税金 (売買契約書、工事請負契約書、土地賃貸借契約書、金銭消費貸借契約など)	国税	契約書の記載金額が10万円を超えるものについては軽減措置あり。
登録免許税	不動産の所有権登記、抵当権設定登記を申請するときにかかる税金	国税	住宅用の土地や建物については軽減措置あり。
消費税等	売買代金の建物部分や不動産仲介手数料、建築工事費などにかかる税金	国税 地方税	土地の譲渡は非課税。
不動産取得税	不動産を取得したときにかかる税金	県税	住宅を取得した場合、土地と建物について、軽減措置あり。

住宅を取得してから毎年かかる税金

税金の種類		区分	備考
固定資産税	不動産の保有に対してかかる税金	市税	住宅用地に対する特例あり。 新築住宅に対する減額措置あり。
都市計画税	市街化区域に所在する不動産の保有に対してかかる税金	市税	住宅用地に対する特例あり。

その他住宅に関係がある税金

税金の種類		区分	備考
所得税	個人がその年に得た所得にかかる税金	国税	一定の要件に該当する場合は、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除等あり。
住民税	住所地の都道府県と市町村に納める2つの地方税を合計した税金	県税 市税	一定の要件に該当する場合は、住宅借入金等特別税額控除あり。
贈与税	不動産を譲られたり、現金の贈与を受けて不動産を取得したときにかかる税金	国税	親からの住宅取得資金の贈与については非課税枠あり。

～各種税金に関するお問合せ先～

<登録免許税（国税）>

静岡地方法務局浜松支局 浜松市中央区中央一丁目 12-4 浜松合同庁舎 5-7 階
TEL 053-454-1396 (代)

<上記以外の国税>

浜松西税務署 浜松市中央区中央一丁目 12-4 浜松合同庁舎 2-4 階
TEL 053-555-7111 (代)
浜松東税務署 浜松市中央区砂山町 1183 番地
TEL 053-458-1111 (代)

<不動産取得税（県税）>

浜松財務事務所 浜松市中央区中央一丁目 12-1
TEL 053-458-7146

<固定資産税・都市計画税（市税）>

資産の所在する区の担当グループへ （資産税課は元目分庁舎にあります）

中央区、浜名区（旧浜北区）・・・資産税課 家屋グループ TEL 053-457-2165
浜名区（旧北区）・・・北行政センター内 北税務グループ TEL 053-523-2879
天竜区・・・・・・・天竜区役所内 天竜税務グループ TEL 053-922-0015

(参考) 住宅ローン減税の改正・贈与税非課税措置

概要

住宅ローン減税は、住宅ローンを借り入れて住宅の新築・取得又は増改築等をした場合、年末のローン残高の一定割合を所得税（一部、翌年の住民税）から控除する制度です。

◆◆ 令和8年度税制改正による住宅ローン減税制度 ◆◆

◇控除率及び控除期間等

控除率：0.7%

借入 限度額 ・ 控除 期間	長期優良住宅 ・ 低炭素住宅	新築	4,500万円（5,000万円）	13年	
		既存	3,500万円（4,500万円）		
	ZEH水準 省エネ住宅	新築	3,500万円（4,500万円）		
		既存	3,500万円（4,500万円）		
	省エネ基準 適合住宅	新築	2,000万円（3,000万円）		
		既存	2,000万円（3,000万円）		
	その他住宅	新築	支援対象外		—
		既存	2,000万円		10年
所得要件		2,000万円			
床面積要件		40㎡以上（ただし、合計所得金額1,000万円超の者及び子育て世帯等への上乗せ措置利用者は、50㎡以上）			

※ 借入限度額のカッコ内は、子育て世帯等（＝「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」）に適用される借入限度額

※ 買取再販住宅は、新築住宅と同等の支援水準、リフォームの借入限度額・控除期間は2,000万円、10年

概 要

贈与税非課税措置は、父母や祖父母などの直系尊属から、住宅の新築・取得又は増改築等のための資金を贈与により受けた場合に、一定額までの贈与につき贈与税が非課税になる制度です。

令和8年12月31日までの贈与が対象となります

◆◆ 非課税枠 ◆◆

住宅の種類	非課税枠
耐震・省エネなどの一定基準を満たす住宅*	1,000万円
上記以外の住宅	500万円

※断熱性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上など

(R5 未までに建築確認を受けた住宅、R6.6 未までに建築された住宅は緩和措置あり)

◆◆ 贈与税非課税措置が適用される主な要件 ◆◆

- ・自らが居住するための住宅であること
- ・贈与者が父母・祖父母などの直系尊属であること
- ・受贈者が贈与される年の1月1日時点で18歳以上であること。
- ・贈与される年の受贈者の合計所得額が2,000万円以下であること
(新築等をする家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は1,000万円以下)
- ・贈与された年の翌年3月15日までに住宅の新築、取得または増改築をし、入居すること
- ・床面積が40㎡以上240㎡以下であること
- ・中古住宅の取得の場合、新耐震基準に適合していること など

※詳細につきましては、お住まいの地区の税務署へお問い合わせください。

～お問合せ先～

浜松西税務署 (中地域・西地域・北地域)	
浜松市中央区中央一丁目12-4 浜松合同庁舎	TEL 053-555-7111(代)
浜松東税務署 (東地域・南地域・浜北地域・天竜区)	
浜松市中央区砂山町1183番地	TEL 053-458-1111(代)

2

浜松市の公的助成制度

住まいを新築・増改築・購入したい方	33
住まいをリフォームしたい方	43
住まいの設備等を充実させたい方	51
高齢者や障がいのある方	59
地震などの災害に備えたい方	69
賃貸住宅に入居したい方	85
その他	95

住まいを新築・増改築・購入したい方

浜松市 まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金	34
地域材を利用した住宅への助成事業 （天竜材の家 百年住居る事業）	36
浜松市 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH） 導入支援事業補助金.....	38
認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置.....	39
浜松市 母子父子寡婦福祉資金貸付制度	41
浜松市 勤労者住宅建設資金等償還利子補助事業	42

浜松市 まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金

●お問い合わせ 都市整備部 住宅課
電話 053-457-2457

目 的

「まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金」とは、快適な暮らしを支える持続可能で効率的な都市構造の実現及び子育てに対する安心感を醸成する多世帯化を図るため、立地適正化計画で設定した居住誘導区域（まちなか）への定住を支援することにより、賑わいと創造性あふれる住まいづくりを推進することを目的としています。

概 要

「ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金」(P96) 又は「結婚新生活支援事業補助金」(P98) の交付決定を受け、新たにまちなかに住む方や多世帯で住む方に必要な新築・中古住宅の取得、増築・改修費用を補助します。

◆◆ 対 象 ◆◆

◇ 次のすべての条件に当てはまる方

- ・申請年度内にハマライフ又は結婚新生活支援事業の交付決定を受けていること。
- ・新たに居住誘導区域内への移住であること。
- ・3世代同居の場合は、親世帯と子世帯が新たに同居すること。
- ・対象経費が住宅の「新築・取得」又は「増築・改修」であること。
- ・その他の条件はホームページ又は住宅課にお問い合わせください。

◆◆ 補 助 額 ◆◆

「ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金」又は「結婚新生活支援事業補助金」に上乗せ補助

①ハマライフ住宅取得費等補助金の対象者

市外から浜松市内へ移住する方に、住宅取得や引越費用にかかる費用を最大100万円補助

②結婚新生活支援事業補助金の対象者

新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートに係る費用を補助

夫婦ともに婚姻日における

- ・29歳以下の世帯：最大60万円
- ・39歳以下の世帯：最大30万円

交
付
決
定
後

①又は②に上乗せ補助

まちなか定住促進

・子育て応援環境づくり補助金

(1)居住誘導区域内への移住 **必須**

最大30万円



(2)新たに3世代同居を行う場合

最大20万円

※(2)のみの申請不可

※居住誘導区域は、浜松市立地適正化計画において、生活サービスが持続的に確保されるよう居住を誘導する、市街化区域内の一定の区域のことです。居住誘導区域をお調べになる場合は下記 HP をご参照ください。

「浜松市都市計画マップ

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/toshikei/city/toshikei_gis/index.html」



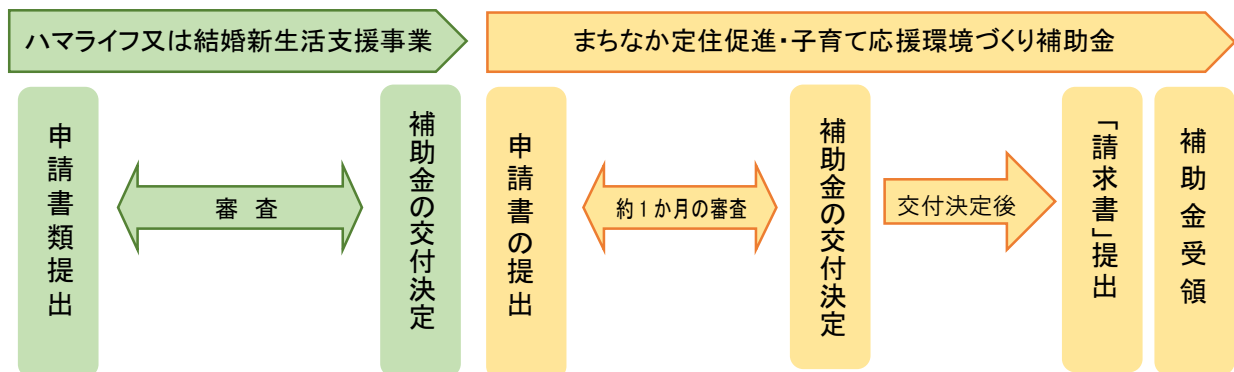
浜松市都市計画マップ入口
 ⇒ (マップ切替) 都市計画マップ
 ⇒ 住所を指定して地図を表示
 ⇒ 指定した地点の「+」を選択し、「この地点の詳細を表示」を選択
 ⇒ 「居住誘導区域」欄を確認

- 住宅敷地の過半が居住誘導区域にあれば、誘導区域とします。
 - 行為地の建物が災害リスクエリア内にある場合には、居住誘導区域外とします。
- ※詳細については、手引き又は住宅課にご確認ください。

◆◆まちなか定住促進補助金・子育て応援環境づくり補助金の申請進行表◆◆

STEP 1

STEP 2



〈注意点〉

- 予算がなくなり次第、年度の途中でも終了となります。
- 同居により保育所の利用や介護の補助などに影響がある場合がありますのでご確認ください。

地域材を利用した住宅への助成事業（天竜材の家 百年住居る事業）

●お問い合わせ 次ページに掲載

目 的

「天竜材の家百年住居る事業」は、浜松市のFSC認証材から生産され、FSC-COC 認証取得事業者により製材・加工された天竜材（FSC認証材）の地産地消を推進し、地域の森林資源の循環利用を実現することを目的としています。

概 要

FSC認証材を一定量使用して住宅を建築する建築主に対して、そのFSC認証材の購入費用の一部を市から助成します。

なお、申請・検査等の事業運営は、市が委託する一般社団法人浜松地域材利用促進協議会が行います。

◆◆ 対 象 ◆◆

◇ 助成対象者

- ・市内に自ら居住するためのFSC認証材使用住宅を新築・増築する方
（建売住宅、リフォームは対象外）

◇ 助成条件

- ・66㎡以上の居住面積を有すること。
（増築の場合は、増築した部分の居住面積が66㎡以上であること）
- ・FSC認証材を構造材使用量の80%以上使用し、内装材（床・天井・内壁材）と合わせて5㎡以上使用すること。
- ・使用するFSC認証材は「天竜材の家 百年住居る事業」品質規格基準を有していること
- ・建築主から住宅の建築を請け負う業者は、浜松地域材利用促進協議会の正会員または登録会員であること
- ・建築主は、建築現場をPRの場として提供すること
- ・建築主は、市税を完納していること
- ・他の住宅助成制度と併用が可能

◆◆ 内 容 ◆◆

- ◇ 助 成 額 FSC認証材使用量1㎡あたり2万円、上限40万円
- ◇ 追加助成 COC 認証取得工務店が建築すると10万円追加
※ FSC認証材を取扱える業者はCOC認証が必要。
- ◇ 助成戸数 140棟（FSC 認証材追加助成は90棟）
※ 予算がなくなり次第終了

▲▲▲ F S C®認証の紹介 ▲▲▲

F S C認証は「森林が適切に管理されているか」を、第三者機関が全世界統一の基準に沿って審査、認証するものです。それらの森林から生産された木材、木製品へ認証ラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて持続可能な森林経営を支援する制度となっています。

浜松市はF S C認証の取得を推進しており、令和8年3月末現在、市内の約10万3千haの森林のうち、約5万haでF S C認証を取得しています。

～お約束～

この制度は、F S C認証材を使用いただいた方に、その費用の一部を助成する制度ではありますが、それと同時に、この制度を使って建築していただける皆さん全員に、「浜松地域材利用促進協議会が責任をもって高品質なF S C認証材」をご提供することをお約束します。

～申請又は詳細についてのお問い合わせ先～

一般社団法人 浜松地域材利用促進協議会 事務局

住所：浜松市中央区国吉町131（天龍木材協同組合事務局内）

電話：053-423-3010 FAX：053-423-3012

浜松市 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH） 導入支援事業補助金

●お問い合わせ カーボンニュートラル推進課
電話 053-457-2503

目 的

「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援事業補助金」は、家庭部門でのカーボンニュートラル・脱炭素化の実現に向け、エネルギー収支が実質ゼロの住宅「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」（以下「ZEH」という）を導入した市民に対し、補助金を交付する制度です。

概 要

市内に主たる事務所を有する事業者※が施工した次のいずれかの条件を満たす新築戸建住宅に市民自らが居住する場合、予算の範囲内において補助金を交付します。

①国が実施するZEH補助金において、断熱等性能等級が6以上のZEHであることが示されている住宅

②BELS評価書（第三者機関が評価する建築物の省エネ性能）により、断熱等性能等級が6以上のZEHであることが示されている住宅

※市内に主たる事務所を有する事業者とは次のいずれかに該当する事業者をいう

（ア）本社が浜松市内であること

（イ）事業所税を浜松市に納めていること

◆◆ 対 象 ◆◆

◇ 次のすべての条件に該当する方

- ・補助対象住宅を新築し、その住宅に自らが居住している個人（建売も含む）
- ・補助対象住宅の工事完了日、工事費もしくは購入代金の支払い手続き完了日のいずれか遅い日が令和8年3月16日から令和9年3月15日であること
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団関係者等と関係を有していないこと
- ・これまでに市から同一の補助対象住宅に対する補助金の交付を受けたことがない者（同一世帯の者を含む）

◆◆ 内 容 ◆◆

◇ 補助対象住宅及び補助金額

補助対象住宅	補助金額（上限）※
断熱等性能等級が6以上のZEHであることが示されている新築戸建住宅 ※国が実施するZEH補助金またはBELS評価書により断熱等性能等級が6以上のZEHであることが示されていること	200,000円

※ 月ごとに定める予算の範囲を超えたときは、上記の補助金額を上限として受理件数に応じた補助金額を交付します。

※ 詳細につきましては、浜松市カーボンニュートラル推進課（連絡先は上記参照）までお問い合わせください。浜松市公式ホームページでもご覧になれます。

☛「スマートハウス・次世代自動車補助金」で検索

認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置

●お問い合わせ 資産税課 各区担当グループ
(次ページに掲載)

目的

「認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置」は、新築住宅において、住生活の向上及び環境への負荷の低減を図るため、長期にわたって良好な状態で使用される構造等を備えた良質な住まいの普及を促進していくために創設された特例措置です。

概要

平成21年6月4日から長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する長期優良住宅について申請及び認定された認定長期優良住宅を令和13年3月31日までに新築した場合、当該住宅にかかる固定資産税（1戸あたり120㎡まで）の1/2が減額となります。なお、都市計画税の減額はありせん。

1 対象となる家屋

用途	専用住宅	併用住宅 (居住部分の割合が1棟全体の2分の1以上)
完成期間 床面積	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年3月31日までに新築された住宅の場合 1戸あたり50平方メートル以上280平方メートル以下 (注)1~4 令和8年4月1日以降に新築された住宅の場合 1戸あたり40平方メートル以上240平方メートル以下 (注)1~4 	
立地要件 (注)5	<ul style="list-style-type: none"> 災害レッドゾーンにおける新築は原則として適用対象外 ※所有者、配偶者又は2親等以内の親族の居住する住宅の建替は適用対象。 市街化調整区域内の災害イエローゾーンにおける新築(建替を除く)は原則として適用対象外 ※都市計画法上開発許可が不要な一定の住宅については、建替以外の場合も適用対象。 	

(注)

1. 共同住宅などでは、独立的に区画された部分ごとに判定します。
2. 母屋と付属家屋(例えば車庫)は、床面積を合算して判定します。
3. 区分所有家屋における居住割合は、専有部分ごとに判定します。
4. 床面積の算定において共用部分がある場合には、独立的に区画された部分の床面積比であん分し加算します。
5. 立地要件については、施行まで十分な期間を確保する観点から、3年後(令和11年4月1日)の施行を予定しています。

2 減額の内容

用途	専用住宅	併用住宅
対象税額	一戸あたり居住部分が120平方メートルまでに相当する額 (居住部分が120平方メートルまでの家屋は全額)	一戸あたり居住部分が120平方メートルまでに相当する額 (居住部分が120平方メートル以下の場合は居住部分に相当する額)
減額率	2分の1	
減額期間	新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年間 (3階建以上の中高層耐火住宅は7年間)	

◆◆ 手続きについての必要事項 ◆◆

- 令和8年中に完成された場合、令和9年1月31日までに申告が必要です。
- 申告に際しては、認定長期優良住宅であることを証する証明書(認定通知書等)の写しを添付してください。
 - (1) 認定通知書(長期優良住宅建築等計画の認定)
 - (2) 上記(1)に加え、
 - 「長期優良住宅建築等計画」の変更があった場合は、「変更認定通知書」
 - 所有者が変更し、認定計画を継承した場合は、「承認通知書」

～お問合わせ先～

認定長期優良住宅の固定資産税の減額内容と手続きについて

<家屋の所在する区の担当グループへお願いします> (資産税課は元目分庁舎にあります)

中央区、浜名区(旧浜北区)・・・資産税課 家屋グループ TEL053-457-2165

浜名区(旧北区)・・・北行政センター内 北税務グループ TEL053-523-2879

天竜区・・・・・・・・天竜区役所内 天竜税務グループ TEL053-922-0015

浜松市 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

●お問い合わせ 各福祉事業所 担当課
(下記掲載)

目的

「母子父子寡婦福祉資金貸付制度」は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を図ることを目的としています。

概要

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅を補修、保全、改築、または、建設、購入、増築するのに必要な費用の経費の貸付をする制度です。

◆◆ 対象 ◆◆

- ◇ 次のすべての条件に当てはまる方
 - ・母子（父子）家庭の母（父）及び寡婦
 - ・母子（父子）家庭の母（父）及び寡婦が自ら居住するため、自らが所有する住宅を所有する方（これから建設する方を含む）
 - ・建築基準法等関係法令に合致する適法な住宅であり、かつ良好な居住水準を有する住宅であること

◆◆ 内容 ◆◆

- ◇ 貸付限度額：150万円
(特別 200万円・・・災害等により住宅が全壊した場合等であり、特に必要と認められる場合)
- ◇ 据置期間：貸付の日から6ヶ月間
- ◇ 償還期限：据置期間経過後6年以内
(特別 据置期間経過後7年以内)
- ◇ 貸付利子：連帯保証人を立てない場合において年1%

～下記の各福祉事業所へお問合せください。

【中央福祉事業所】

中央区役所 児童家庭課 053-457-2035
東行政センター児童家庭担当 053-424-0175
西行政センター児童家庭担当 053-597-1157
南行政センター児童家庭担当 053-425-1463

【浜名福祉事業所】

浜名区役所 社会福祉課 053-585-1121
北行政センター社会福祉担当 053-523-2893

【天竜福祉事業所】

天竜区役所 社会福祉課 053-922-0023

浜松市 勤労者住宅建設資金等償還利子補助事業

●お問い合わせ (下記掲載)

目的

「勤労者住宅建設資金等償還利子補助事業」は、勤労者の生活水準の向上と住宅取得の促進を図ることを目的としています。

概要

静岡県労働金庫から住宅建設資金を借り入れた勤労者に対して、浜松市が利子に対する補助金を交付します。

◆◆ 対象 ◆◆

次のすべての条件にあてはまる方

- ・浜松市内に自ら居住する新築住宅、建売住宅、中古住宅、マンションを購入される方
- ・市税を完納している方、又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けている方
- ・これまでに本事業の補助を利用されていない方
- ・当該年度4月1日以降に住宅建設資金の融資及び利子補助金承認申請をしている方
- ・居住の用に供する部分の床面積が150㎡以下であること
- ・市県民税額が30万円以下であること

(その他要件があります。詳しくは下記掲載のお問い合わせ先まで)

◆◆ 内容 ◆◆

- ◇ 利子補給金利 年0.60%※
- ◇ 利子補給対象額 50万円以上300万円以内(10万円単位)
- ◇ 利子補給期間 最長10年

※利子補助金の対象額を利率年0.60%、10年間元利均等月賦償還により算出した利息に相当する額

～内容に関するお問い合わせ～

静岡県労働金庫 浜松中央ローンセンター

電話：053-456-9331

平日(水曜日以外)：午前9時～午後3時

水曜日のみ：午前9時～午後3時・午後5時～午後7時

土日：午前9時～正午・午後1時～午後4時

住まいをリフォームしたい方

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置	44
長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する 固定資産税の減額措置	46
浜松市 農業経営資金償還利子助成事業	49

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置

●お問い合わせ 資産税課 各区担当グループ
(次ページに掲載)

目 的

「住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置」は、既存住宅において、省エネルギー性能の向上を図るための省エネリフォームを促進するために創設された特例措置です。

概 要

既存住宅について、令和4年4月1日から令和13年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事が行われた住宅（熱損失防止改修住宅等）については、翌年分の固定資産税の1/3が減額となります。なお、都市計画税の減額はありません。

1 対象となる家屋

用途	専用住宅 (マンション等の区分所有家屋の専有面積部分を含む)	併用住宅 (居住部分の割合が1棟全体の2分の1以上)
建築年の要件	平成26年4月1日以前に建築された住宅	
工事期間 床面積要件	<ul style="list-style-type: none"> 改修工事が令和8年3月31日までに行われた住宅の場合 改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下 改修工事が令和8年4月1日以降に行われた住宅の場合 改修後の住宅の床面積が40平方メートル以上240平方メートル以下 	
工事内容の要件	<p>次による工事（1は必須）で、改修工事に要した費用が60万円を超えるもの（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く）または改修工事に要した費用が50万円を超え太陽光発電装置等の設置工事費と合わせて60万円を超えるもの（国または地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く）であり、改修をした部位が新たに省エネ基準に適合するものが対象</p> <ol style="list-style-type: none"> 窓の断熱性を高める改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など） 1の改修工事と併せて行う下記の工事 <ul style="list-style-type: none"> 天井等の断熱性を高める改修工事 壁の断熱性を高める改修工事 床等の断熱性を高める改修工事 	

(注)

1. 新築住宅や耐震改修の軽減措置が、現在適用されている住宅については対象となりません。(バリアフリー改修軽減とは重複して適用されます。) また、1戸について、この減額措置の適用は1回限りとなります。
2. 賃貸住宅の場合は、この減額措置の対象となりませんが、所有者自らが居住している場合は、その居住部分について対象となります。

2 減額の内容

用途	専用住宅	併用住宅
対象税額	一戸あたり居住部分が120平方メートルまでに相当する額 (居住部分が120平方メートルまでの家屋は全額)	一戸あたり居住部分が120平方メートルまでに相当する額 (居住部分が120平方メートル以下の場合は居住部分に相当する額)
減額率	3分の1 ※平成29年4月1日以降に省エネ改修工事が行われたもので認定長期優良住宅に該当することになったものについては3分の2	
減額期間	1年間	

◆◆ 提出書類 ◆◆

- 熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額申告書(資産税課及び北税務グループと天竜税務グループにあります)
- 増改築等工事証明書(登録された建築士事務所に属する建築士等が発行)
- 改修工事に要した費用がわかる書類(領収書、明細書等)
- 納税義務者の住民票の写し(住民登録が浜松市にある方は必要ありません)
- 補助金または給付を受けた場合は、その額が確認できる書類
- 認定長期優良住宅であることを証する証明書(認定通知書等)の写し(省エネ改修工事が行われたもので認定長期優良住宅に該当することになった住宅のみ)

◇ 申告期限

- ・ 改修工事完了後3ヶ月以内(やむを得ない理由がある場合は除く)

～お問合わせ先～

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額内容と手続きについて

<家屋の所在する区の担当グループへお願いします> (資産税課は元目分庁舎にあります)
 中央区、浜名区(旧浜北区)・・・資産税課 家屋グループ TEL053-457-2165
 浜名区(旧北区)・・・北行政センター内 北税務グループ TEL053-523-2879
 天竜区・・・・・・・・天竜区役所内 天竜税務グループ TEL053-922-0015

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに 対する固定資産税の減額措置

●お問い合わせ 資産税課 各区担当グループ
(48ページに掲載)

目 的

「長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額措置」は、マンションの大規模修繕工事を促進し、既存建築物の長期利用を支援するために創設された特例措置です。

概 要

一定の要件を満たすマンションについて、令和5年4月1日から令和9年3月31日までに長寿命化に資する大規模修繕工事が完了したマンションは、翌年分の固定資産税が1/3減額されます。なお、都市計画税の減額はありません。

固定資産税の減額措置を受けるための条件等

<p>1. 対象となる マンション</p>	<p>居住用専有部分を有し、<u>新築された日から20年以上が経過し、過去に長寿命化工事が行われ、総戸数が10戸以上である</u>(1)又は(2)のいずれかに該当するマンション。</p> <p>(1)マンション管理適正化法第5条の20第1項に規定する管理計画認定マンション ・令和3年9月1日以降に修繕積立金の平均額を管理計画の認定基準まで引き上げたもの。</p> <p>(2)マンション管理適正化法第5条の2第1項に規定に基づく助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション。 ・長期修繕計画に係る助言又は指導を受けて長期修繕計画を作成又は見直したものととして、長期修繕計画が基準に適合することとなったもの。</p>
<p>2. 長寿命化 工事の要件</p>	<p>長寿命化工事にあたって行う調査・診断の結果に基づき、<u>令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間に①外壁塗装等工事、②床防水工事、③屋根防水工事の工事項目が適切に設定・実施されたことが、6(1)の証明者によって確認された工事。</u></p> <p>①から③の工事は同一の工事請負契約の中で行われたなど、一体として扱われる工事であることが必要です。</p>
<p>3. 軽減 される範囲</p>	<p>1戸あたり居住部分が100平方メートルまでに相当する額の条例で定める割合(1/3)を減額します。</p> <p>※都市計画税は対象となりません。</p>

<p>4. 申告 (提出) できる人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の納税義務者（マンションの区分所有者で、固定資産税を支払う義務のある人） ・マンション管理組合の管理者等 <p>※<u>マンション管理組合の管理者等による一括申請が可能です。</u></p> <p>マンション管理組合の管理者等から必要な書類の提出があり、要件に該当すると認められる場合には、当該マンションの各納税義務者（区分所有者）からの申告書がなくても、減額措置の適用が受けられます。</p>
<p>5. 手続き</p>	<p><u>固定資産税の納税義務者</u>から長寿命化工事が完了した日から3か月以内に、「大規模修繕工事等を行ったマンションに対する固定資産税の減額申告書」（以下「申告書」と略す）に以下の必要な書類を添付して申告してください。</p> <p><u>マンション管理組合の管理者等</u>が以下の必要な書類を提出する場合は、固定資産税の納税義務者からの申告書の提出は必要ありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)大規模の修繕等証明書 (2)過去工事証明書 (3)総戸数が分かる書類 (4)管理計画の認定通知書（管理計画認定マンションの場合） (5)修繕積立金引上証明書（管理計画認定マンションの場合） (6)助言・指導内容実施等証明書（助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合）
<p>6. 証明書の 発行者</p>	<p>申告書に添付する（提出する）証明書の発行者は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)大規模の修繕等証明書 <p><u>建築士</u>（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士に限る。以下同じ。）又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第1項の規定による指定を受けた同項に規定する<u>住宅瑕疵担保責任保険法人</u></p> (2)過去工事証明書 <p>マンション管理適正法第2条第5項に規定する<u>マンション管理士</u>又は<u>建築士</u></p> (3)修繕積立金引上証明書 <p>マンション管理適正法第2条第5項に規定する<u>マンション管理士</u>又は<u>建築士</u></p> (4)助言・指導内容実施等証明書 <p>都道府県等（都道府県、政令指定都市）</p>

～お問い合わせ先～

減額内容と手続きについて

＜家屋の所在する区の担当グループへお願いします＞（資産税課は元目分庁舎にあります）

中央区、浜名区（旧浜北区）・・・資産税課 家屋グループ TEL053-457-2165

浜名区（旧北区）・・・北行政センター内 北税務グループ TEL053-523-2879

天竜区・・・・・・・・天竜区役所内 天竜税務グループ TEL053-922-0015

浜松市 農業経営資金償還利子助成事業

●お問い合わせ 産業部 農業振興課
(下記掲載)

目 的

「農業経営資金償還利子助成事業」は、担い手の育成を中心に広く農業経営の近代化に資することを目的とした「農業近代化資金」に対する償還利子助成事業です。

概 要

山村地域に居住する者の定住条件の改善を目的とする場合に、「農業近代化資金」のメニューの1つである「静岡県山村定住資金」を活用できるため、「浜松市農業経営資金償還利子助成事業」による利子助成金の交付を受けることができます。(利用には条件があります)

◆◆ 対 象 ◆◆

◇ 次の条件にあてはまる方

- ・市内の山村地域に居住する若者（おおむね 20 歳～40 歳）又は後継者を有する世帯主

※ 浜松市内の山村地域

浜名区引佐町の一部（旧伊平村、陳玉村）

天竜区春野町・佐久間町・水窪町・龍山町および旧天竜市の一部

（旧熊村、竜川村、上阿多古村、下阿多古村および光明村の一部）

- ・住宅の居室、浴室、台所、便所等の改善をする方（借入限度額 500 万円）
- ・「静岡県山村定住資金」として「農業近代化資金」の借入れを行う方

◇ 「静岡県山村定住資金」は静岡県の制度です。借り入れの相談や詳しい内容については、静岡県経済産業部農業局 農業ビジネス課（TEL 054-221-2629）にお問い合わせください。

◇ 「浜松市農業経営資金償還利子助成事業」の内容については、浜松市役所 農業振興課にお問い合わせください。

◆◆ 内 容 ◆◆

- ◇ 貸付利率から国・県等の利子補給を除いた率について、1%を上限に貸付当初最長5年間、利子助成金を交付する。

下記の市役所担当課へお問い合わせください。

浜松市役所	産業部	農業振興課	総務グループ	TEL	053-457-2331
浜松市役所	産業部	農業振興課	北部農業グループ	TEL	053-523-1113
浜松市役所	産業部	農業振興課	天竜農業グループ	TEL	053-922-0030

住まいの設備等を充実させたい方

浜松市 創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅推進事業費補助金	52
浜松市 緑地協定区域樹木等交付制度	54
浜松市 風致地区内住宅生垣用苗木交付制度	55
浜松市 水洗便所改造資金貸付あっ旋及び利子補給制度.....	56
浜松市 合併処理浄化槽設置事業費補助制度	57

浜松市 創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅推進事業費補助金

●お問い合わせ カarbonニュートラル推進課
電話 053-457-2503

目的

「創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅推進事業費補助金」は、家庭部門でのカーボンニュートラル・脱炭素化の実現に向け、家庭でエネルギーを賢く利用するためのシステムを導入した市民に対し補助金を交付する制度です。

概要

市内で自ら居住する住宅に、以下のシステムを新たに設置（新築時及び建売住宅等購入時を含む）した方に、予算の範囲内において補助金を交付します。

◆◆ 対象 ◆◆

◇ 次のすべての条件に該当する方

- ・市内で自ら居住する住宅（住民票上の住所）に以下①～⑤のシステムを新たに設置した方（賃貸住宅は除く）
- ・過去に市から当該対象システムに対して補助金を受けていない世帯であること
- ・令和8年3月16日から令和9年3月15日の間に対象システムの設置工事及び支払いが完了していること
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団関係者等と関係を有していないこと

※本補助金では「J-クレジット制度」を活用するため、太陽光発電システム及び蓄電システムの補助申請をする方は「はままつ太陽光発電クラブ」への入会が原則必須となります。

◆◆ 内容 ◆◆

◇ 補助対象システム及び補助金額

対象システム	補助金額（上限※）
①家庭用蓄電池 ・蓄電した電力を分電盤を通じて家庭の電力として使用できること ・国の令和7年度以降のZEH補助金の補助対象設備として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの ・太陽光発電システムが発電した電気を蓄電し、平時において充放電を繰り返す設備であるもの	80,000円
②V2H 充放電設備 ・電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる仕組みを備えた設備であること ・国の令和7年度以降のV2H補助金の補助対象設備として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの ・太陽光発電システムが発電した電気を電気自動車等に充電する設備であること	80,000円

<p>③家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市ガス・LP ガスから取り出した水素を空気中の酸素と反応させて発電するシステムであるもの 一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定する機器であるもの 	50,000円
<p>④太陽熱利用システム</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽熱を集めて給湯に利用する自然循環型の太陽熱温水器又は不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽で構成され給湯若しくは冷暖房に利用するソーラーシステムであること 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品 (BL 部品) 認定を受けているもの 	20,000円
<p>⑤太陽光発電システム</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が3kW以上であり、余剰配線であるもの (再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく全量売電は対象外) 家庭用蓄電池又はV2H充放電設備と同時に設置する場合に限り、補助の対象とする。(太陽光発電システム単体での補助は行わない) 	20,000円

※ 月ごとに定める予算の範囲を超えた時は上記の補助金額を上限として受理件数に応じた補助金額を交付します。

詳細につきましては、浜松市カーボンニュートラル推進課 (連絡先は左面参照) までお問い合わせください。浜松市公式ホームページでもご覧になれます。

☛ [「スマートハウス・次世代自動車補助金」で検索](#)

浜松市 緑地協定区域樹木等交付制度

●お問い合わせ 都市整備部 緑政課
電話 053-457-2565

目 的

「緑地協定区域樹木等交付制度」は、緑地協定区域において、樹木等を交付することにより、緑の団地を形成し、緑豊かで住み良い生活環境を創出することを目的としています。

概 要

緑地協定区域の住宅の敷地で、植栽を行う際に樹木等を交付する制度です。

◆◆ 対 象 ◆◆

- ◇ 緑地協定区域（都市緑地法第45条）内の専用住宅（共同住宅を含む）
- ◇ 生垣用苗木又は低木の交付対象となる場所は、道路から良く見え、道路との境界が道路中心線から2m以上後退した場所
- ◇ 隣地境界に生垣又は低木を設置する場合は、道路から建物後退線までの部分（上限3m）

◆◆ 交付物及び本数（1申請地につき） ◆◆

- ◇ 生垣用苗木、低木、庭木用樹木のいずれか1つ
 - ・ 生垣用苗木：アラカシ、キンメツゲ、ウバメガシ、サザンカ、イヌマキ、ヒイラギモクセイ、アカバナトキワマンサク、シロバナトキワマンサク、プリベットから選択し、設置延長1m当たり4本まで。100本上限。
風致地区（都市計画法第8条第1項第7号）に重複して該当する場合も100本を上限
 - ・ 低木：1㎡当たり9本まで。100株上限。
 - ・ 庭木用樹木：クロガネモチ、モッコク、ヤマモモから選択し、3本上限。
- ◇ 景観木：コブシ、ハクモクレン、ハナミズキ、クロガネモチ、シダレザクラ、ゲッケイジュ、モッコク、キンモクセイ、ヤマモモから区域ごとに定められた樹種を1本交付。
- ◇ ツタ類：ヘデラ、イタビカズラから選択し、設置延長1m当たり4株まで。
100株上限。

■交付時期

4月～6月、10月～12月、3月

■交付申請の受付期間

令和8年4月1日～令和9年1月31日（予算の範囲内で交付します）

※10月以降に交付を希望する場合は、交付希望日の3か月前からとします。

浜松市 風致地区内住宅生垣用苗木交付制度

●お問い合わせ 都市整備部 緑政課
電話 053-457-2565

目的

「風致地区内住宅生垣用苗木交付制度」は、風致地区内に生垣用苗木を交付することにより、住宅地の緑化を推進し、緑豊かで住み良い生活環境を創出することを目的としています。

概要

風致地区内の住宅の敷地で、道路沿い等に生垣をつくるときに苗木を交付する制度です。

◆◆ 対象 ◆◆

- ◇ 風致地区（都市計画法第8条第1項第7号）内の専用住宅（共同住宅を含む）
- ◇ 住宅敷地内で、道路境界から平行に幅7mの部分（※注）並びに隣地境界部分に生垣を設置し、道路沿いの場合は生垣と道路の間に高さ50cmを超えるブロック塀等遮蔽物がないもの（格子、ネットフェンス等があるときは、生垣が半分以上透視できること）

（※注）道路幅員が4m未満の場合の道路境界は、道路中心線から2m以上の後退した場所とする。

◆◆ 本数（1申請地につき） ◆◆

- ◇ 1m当たり2～3本交付し、100本を上限
- ◇ 緑地協定区域（都市緑地法第45条）に重複して該当する場合も100本を上限

◆◆ 交付苗木の種類 ◆◆

- ・アラカシ ・キンメツゲ ・ウバメガシ ・サザンカ ・イヌマキ ・ヒイラギモクセイ
- ・アカバナトキワマンサク・シロバナトキワマンサク・プリペット

■ 交付時期

4月～6月、10月～12月、3月

■ 交付申請の受付期間

令和8年4月1日～令和9年1月31日（予算の範囲内で交付します。）

※10月以降に交付を希望する場合は、交付希望日の3か月前からとします。

■ 生垣づくりの事例



生垣の効果

- ① 外部からの侵入を防ぐ
- ② 風や火を防ぐ
- ③ 防じん・防音に役立つ
- ④ 目隠しに役立つ
- ⑤ 適度に風を通す
- ⑥ 非常災害時の避難経路を確保する
- ⑦ 景観向上

浜松市 水洗便所改造資金貸付あっ旋及び利子補給制度

●お問い合わせ 上下水道部 お客さまサービス課
電話 053-474-7915

目的

「水洗便所改造資金貸付あっ旋及び利子補給制度」は、下水道への接続を促進し、地域の生活環境の向上及び川や湖等の水質汚濁防止を目的としています。

概要

くみ取り便所（し尿浄化槽の撤去も含む）を改造し下水道へ接続するための資金を必要とする方に、資金の貸付あっ旋及び利子補給をします。（ただし、新築家屋は除く）

◆◆ 対象 ◆◆

◇ 次のすべての条件に当てはまる方

- ・市内に居住し、供用開始の日（下水道が使用できる日）から3年以内に下水道へ切替工事をする方
- ・市税及び下水道受益者負担金などを滞納していない方
- ・指定金融機関が認める連帯保証人を立てることができる方

◆◆ 内容 ◆◆

貸付あっ旋の対象	貸付あっ旋金額	返済方法
くみ取り便所改造工事 排水設備設置工事含む	100万円以内	36か月 元金均等払い
し尿浄化槽切替工事 排水設備設置工事含む	100万円以内	
指定金融機関	浜松いわた信用金庫、遠州信用金庫 とぴあ浜松農業協同組合、 静岡県労働金庫、スルガ銀行 三ヶ日町農業協同組合、 遠州中央農業協同組合、 東日本信用漁業協同組合連合会	

- ・借入は、お客さまと指定金融機関との直接の契約になりますので、お申込み前に各金融機関まで、必要な書類等を確認してください。
- ・貸付あっ旋のお申込みについては、浜松市排水設備工事指定工事人がお手伝いしますので、ご相談ください。
- ・借入金の返済方法は36か月均等払いです。貸付あっ旋をお申込み後、金融機関と借入契約した方の利息は、市から金融機関にお支払いします。

浜松市 合併処理浄化槽設置事業費補助制度

●お問い合わせ 各区役所（各行政センター）担当課
上下水道部 お客さまサービス課

目的

「合併処理浄化槽設置事業費補助制度」は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的としています。

概要

水洗トイレ、台所及び風呂などからの生活排水をきれいにするため、既存建物に使用している「単独処理浄化槽又はくみ取便槽」から50人槽以下の合併処理浄化槽へ設置替えする方に、浄化槽本体設置費と宅内配管費の一部を補助します。（新設は補助制度の対象外です。）

◆◆ 対象地域 ◆◆

◇ 原則として下水道事業計画区域以外及び農業集落排水処理区域以外の地域

◆◆ 対象者 ◆◆

- ◇ 自らが所有又は居住する住宅もしくは併用住宅で、合併処理浄化槽に設置替えする場合
- ◇ 自らが所有する共同住宅又は併用共同住宅で、合併処理浄化槽に設置替えする場合
- ※ そのほか、諸条件があります。

◆◆ 補助額等 ◆◆

◇ 補助額は浄化槽の大きさなどによって異なります。

種類 人槽区分	設置費補助…①	配管費補助…②	補助金限度額 (①と②の合計額)
5人槽	332,000円	330,000円	662,000円
7人槽	414,000円		744,000円
10人槽～50人槽	548,000円		878,000円

下記の各担当窓口へお問い合わせください

【各区まちづくり推進課】

中央区役所 TEL 053-457-2778

浜名区役所 TEL 053-585-1151

天竜区役所 TEL 053-922-0027

【各行政センター まちづくり推進担当】

東行政センター TEL 053-424-0164

西行政センター TEL 053-597-1117

南行政センター TEL 053-425-1382

北行政センター TEL 053-523-3120

上下水道部お客さまサービス課 TEL 053-474-7915

高齢者や障がいのある方

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置.....	60
居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給	63
浜松市 高齢者住宅改造費補助金交付	64
浜松市 重度身体障がい者住宅改造費補助金交付.....	66
浜松市 重度身体障がい者住宅改修費給付(居宅生活動作補助用具)	67

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

●お問い合わせ 資産税課 各区担当グループ
(62ページに掲載)

目的

「住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置」は、既存住宅において、高齢者等が安心して居住することができる住環境を整備するためのバリアフリー改修を促進していくために創設された特例措置です。

概要

高齢者、障がいのある方等が居住する既存住宅について、平成28年4月1日から令和13年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅については、翌年分の固定資産税額の1/3が減額となります。なお、都市計画税の減額はありません。

1 対象となる家屋

用途	専用住宅 (マンション等の区分所有家屋の専有部分を含む)	併用住宅 (居住部分の割合が1棟全体の2分の1以上)
建築年の要件	新築された日から10年以上を経過した住宅	
工事期間 床面積要件	<ul style="list-style-type: none"> 改修工事が令和8年3月31日までに行われた住宅の場合 改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下 改修工事が令和8年4月1日以降に行われた住宅の場合 改修後の住宅の床面積が40平方メートル以上240平方メートル以下 	
工事内容 の要件	<p>次の工事で、改修工事に要した費用が50万円を超えるもの (国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる額を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> 廊下の拡幅 浴室の改良 手すりの取付け 引き戸への取替え 階段の勾配の緩和 便所の改良 床の段差の解消 床表面の滑り止め化 	

居住者の要件	次のいずれの方が、申告時に居住していること <ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の方（改修工事が完了した年の翌年の 1 月 1 日現在の年齢） ・ 要介護認定又は要支援認定を受けている方 ・ 障がいのある方
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（注）

1. 新築住宅や耐震改修の軽減措置が、現在適用されている住宅については対象となりません。また、1 戸について、この減額措置の適用は 1 回限りとなります。
2. 賃貸住宅の場合は、この減額措置の対象となりませんが、所有者自らが居住している場合は、その居住部分について対象となります。

2 減額の内容

用途	専用住宅	併用住宅
対象税額	一戸あたり居住部分が 100 平方メートルまでに相当する額 （居住部分が 100 平方メートルまでの家屋は全額）	一戸あたり居住部分が 100 平方メートルまでに相当する額 （居住部分が 100 平方メートル以下の場合は居住部分に相当する額）
減額率	3 分の 1	
減額期間	1 年間	

◆◆ 提出書類 ◆◆

- 高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額申告書（資産税課及び北税務グループと天竜税務グループにあります）
- 居住者の要件が確認できる書類（写し）
要介護・要支援認定又は障がい者の方であることを示す被保険証等や各種手帳等
※ ただし、年齢が 65 歳以上の方は除きます。
- 工事内容が確認できる書類
（工事明細書、建築士・登録性能評価機関等による証明等）
- 改修費用を支払ったことが確認できる書類
領収書等
- 補助金又は給付を受けた場合は、その額が確認できる書類
交付決定通知、給付決定通知
- ◇ 申告期限
 - ・ 改修工事完了後 3 ヶ月以内（やむを得ない理由がある場合は除く）

～お問い合わせ先～

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額内容と手続きについて

<家屋の所在する区の担当グループへお願いします> (資産税課は元目分庁舎にあります)
中央区、浜名区(旧浜北区)・・・資産税課 家屋グループ TEL053-457-2165
浜名区(旧北区)・・・北行政センター内 北税務グループ TEL053-523-2879
天竜区・・・・・・・・天竜区役所内 天竜税務グループ TEL053-922-0015

居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給

●お問い合わせ 各区役所・行政センター 担当課
(下記掲載)

目的

「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給」は、介護保険制度に基づき利用することができる介護サービスの1つで、身体状況に応じて住宅環境を改善することにより、住み慣れた家で安心して暮らせるようにし、同時に介護者の負担を軽減するためのサービスです。

概要

介護保険で要支援または要介護の認定を受けた方に対し、手すりの設置や段差の解消など、厚生労働大臣が定める住宅改修のための費用を支給します。

◆◆ 対象 ◆◆

- ◇ 次のすべての条件に当てはまる方
 - ・介護保険の要支援、要介護認定を受けている方
 - ・保険給付として適当な改修内容であると市から事前に承認を得た方
 - ・ケアマネジャー等が作成する「改修が必要な理由書」を事前に用意できる方
 - ◇ 次の改修が支給対象となる。
 - ・手すりの取付け
 - ・段差解消
 - ・通路等の傾斜の解消
 - ・滑り防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
 - ・引き戸などへの扉の取替え、扉の撤去
 - ・洋式便器などへの便器の取替え
 - ・その他、各改修に付帯して必要な改修
- ※ 賃貸住宅の共用部分などは対象にならない場合もありますので各区役所担当課までご相談ください。

◆◆ 支給額 ◆◆

- ◇ 改修に要した費用(同一住宅・同一対象者につき20万円を上限)の9割、8割または7割(利用者負担割合による)を介護保険で支給
- ※ 対象条件を満たせば、「浜松市高齢者住宅改造費助成事業制度」又は「浜松市重度身体障害者住宅改造費助成事業制度」との併用ができます。

■介護保険については・・・

浜松市のホームページで紹介されています。

※ トップページから「健康・医療・福祉」→「福祉」→「介護保険」の順でアクセスしてください。

下記の各区役所、行政センター担当課へお問い合わせください。

【中央福祉事業所 長寿支援課】	【浜名福祉事業所 長寿保険課】
中央区役所内 TEL053-457-2337	浜名区役所内 TEL053-585-1122
東行政センター内 TEL053-424-0184	北行政センター内 TEL053-523-2863
西行政センター内 TEL053-597-1119	【天竜福祉事業所 長寿保険課】
南行政センター内 TEL053-425-1572	天竜区役所内 TEL053-922-0065

浜松市 高齢者住宅改造費補助金交付

●お問い合わせ 各福祉事務所 担当課
(次ページに掲載)

目的

「高齢者住宅改造費補助金交付」は、高齢者の居宅での生活を容易にするため、高齢者の状況に応じた住宅設備の改修の支援を目的としています。

概要

在宅の高齢者が容易に日常生活を送れるよう住宅設備を改造するために必要な経費に対し補助金を交付します。

※他の制度（介護保険制度）及び浜松市重度身体障害者住宅改造費補助金の適用を優先します。

◆◆ 対象 ◆◆

◇ 次のすべての条件に当てはまる方

- ・60歳以上であること
- ・介護保険制度の要支援1、2または要介護1～5の認定を受けていること
- ・市・県民税が非課税の世帯に属していること
- ・市税を完納している世帯に属していること
- ・改造する家屋に現に生活し、改造する家屋を住所地としていること

◆◆ 助成額 ◆◆

工事費（補助対象経費）の1/2以内で75万円を限度

◇ 特定地区内の限度額は100万円

※ 特定地区……佐久間、春野、水窪、龍山地区内および天竜、引佐地区内の一部

◇ 対象経費は、次に掲げる既存住宅の住宅設備を在宅の高齢者に適するよう改造するために必要な経費

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) 前各号の住宅改造に付帯して必要となる住宅改造

※ 他制度と併用するものについては、他制度により補助を受けることとなる額を差し引くものとし、既に他制度により補助を受けた実績がある場合は、その額を差し引くものとします。

※ 年度内に予算上限に到達した場合には、申請受付を終了します。

※ 必ず着工前に市のお問合せ窓口にご相談の上、申請してください。着工後の申請については受付できません。

※ 補助対象者1人に対し1回の補助を限度とします。

■ 高齢者福祉については・・・

浜松市のホームページで紹介されています。

※トップページから「健康・医療・福祉」→「福祉」の順でアクセスしてください。

下記の各福祉事業所担当課へお問い合わせください。

【中央福祉事業所 長寿支援課】

中央区役所内 TEL053-457-2062
東行政センター内 TEL053-424-0186
西行政センター内 TEL053-597-1164
南行政センター内 TEL053-425-1542

【浜名福祉事業所 長寿保険課】

浜名区役所内 TEL053-585-1123
北行政センター内 TEL053-523-1144

【天竜福祉事業所 長寿保険課】

天竜区役所内 TEL053-922-0130

浜松市 重度身体障がい者住宅改造費補助金交付

●お問い合わせ 各福祉事業所 担当課
(下記掲載)

目 的

「重度身体障がい者住宅改造費補助金交付」は、身体に障がいのある方の自立の助長やその家族など介護者の負担の軽減を図ることを目的としています。

概 要

身体の障がいにより日常生活に支障をきたしている方に対して、住宅改造のための費用の一部を交付します。

◆◆ 対 象 ◆◆

◇ 次のすべての条件に当てはまる方

- ・市内に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹または視覚に障がいのある方で、障がいの程度が総合等級で1級又は2級の方またはその保護者
- ・身体の状態に適するように住宅を改造する必要があると認められる方
- ・市税に滞納がなく、次のいずれかの世帯に属する方
 - ① 市・県民税が非課税の世帯（4月から6月までの間に申請する場合は前年度分）
 - ② 前年分の所得税額が20万円以下の世帯（4月から6月および1月から3月の間に申請する場合は前々年分）

※手すりの取付け等小規模な改修は「住宅改修（介護保険）」「住宅改修（居宅生活動作補助用具）」の適用を優先します。

◆◆ 助 成 額 ◆◆

工事費(補助対象経費)の1/2以内で75万円を限度

◇ 対象経費は、既存住宅の居室、浴室、便所、洗面所、台所、玄関、廊下、その他の住宅設備を身体の状態に適するよう改造するために要する費用（新築、増築の場合は対象となりません）

※「居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給」または「浜松市 重度身体障がい者住宅改修費給付（居宅生活動作補助用具）」を受ける場合は、給付分が減額されます（過去の支給分を含む）。

※「浜松市 高齢者住宅改造費補助金交付」との併用はできません。

※必ず着工前に相談の上、申請してください。

下記の各福祉事業所担当課へお問い合わせください

【中央福祉事業所 社会福祉課】

中央区役所内 TEL053-457-2057

東行政センター内 TEL053-424-0176

西行政センター内 TEL053-597-1159

南行政センター内 TEL053-425-1485

【浜名福祉事業所 社会福祉課】

浜名区役所内 TEL053-585-1697

北行政センター内 TEL053-523-2898

【天竜福祉事業所 社会福祉課】

天竜区役所内 TEL053-922-0024

浜松市 重度身体障がい者住宅改修費給付（居宅生活動作補助用具）

●お問い合わせ 各福祉事業所 担当課
（下記掲載）

目 的

「重度身体障がい者住宅改修費給付（居宅生活動作補助用具）」は、身体に障がいのある方の自立の助長やその家族など介護者の負担の軽減を図ることを目的としています。

概 要

身体の障がいにより日常生活に支障をきたしている方に対して、住環境改善のため住宅改修工事の費用の一部を給付します。

◆◆ 対 象 ◆◆

- ◇ 次の全ての条件に当てはまる方
 - ・市内に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹または乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害のある方で、障がいの程度が3級以上の方、難病の方で下肢または体幹機能に障害のある方
 - ・身体の状態、住宅の状況等から住宅を改修する必要があると認められる方
- ◇ 対象者が現に居住する住宅について、次の改修工事が支給対象となる。
 - ・手すりの取付け
 - ・床段差解消
 - ・滑り防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
 - ・引き戸などへの扉の取替え
 - ・洋式便器などへの便器の取替え
 - ・玄関から道路までの通路部分等の屋外における住宅改修
 - ・その他、各改修に付帯して必要な改修

◆◆ 助 成 額 ◆◆

- ◇ 予算の範囲内において、原則1回のみ、限度額は20万円

※申請前に購入や工事をすると給付対象になりません。事前にご相談ください。

下記の各福祉事業所担当課へお問い合わせください。

【中央福祉事業所 社会福祉課】

中央区役所内 TEL053-457-2057

東行政センター内 TEL053-424-0176

西行政センター内 TEL053-597-1159

南行政センター内 TEL053-425-1485

【浜名福祉事業所 社会福祉課】

浜名区役所内 TEL053-585-1697

北行政センター内 TEL053-523-2898

【天竜福祉事業所 社会福祉課】

天竜区役所内 TEL053-922-0024

地震などの災害に備えたい方

耐震改修住宅に対する固定資産税の減額措置.....	70
浜松市地震対策推進事業	
わが家の専門家診断事業.....	72
木造住宅耐震補強助成事業.....	73
建築物耐震診断事業・建築物補強計画策定事業・建築物耐震 補強助成事業・緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業.....	74
非木造住宅耐震診断事業・非木造住宅補強計画策定事業.....	76
がけ地近接等危険住宅移転事業.....	77
ブロック塀等撤去改善事業.....	78
耐風診断助成事業・耐風改修助成事業.....	79
耐震シェルター整備事業.....	80
家具転倒防止事業.....	81
感震ブレーカー設置費助成事業.....	82
浜松市 狭い道路の拡幅整備事業.....	83

耐震改修住宅に対する固定資産税の減額措置

●お問い合わせ 資産税課 各区担当グループ
(次ページに掲載)

目的

「耐震改修住宅に対する固定資産税の減額措置」は、既存住宅において耐震性能を確保する「現行の耐震基準に適合する耐震改修」を促進していくために創設された特例措置です。

概要

耐震改修工事をされた住宅が、次に掲げる要件に該当すると、固定資産税が減額される措置を受けることができます。なお、都市計画税の減額はありません。

1 対象となる家屋

用途	専用住宅	併用住宅 (居住部分の割合が1棟全体の2分の1以上)
建築年の要件	昭和57年1月1日以前から所在する住宅	
工事期間	平成18年1月1日から令和13年3月31日までに行われたもの	
工事内容の要件	次の工事で、改修工事費用が50万円を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> 耐震基準に適合する工事(耐震基準適応住宅) 	

(注) 1.併用住宅の一部を改修した場合(例えば、店舗部分のみを改修した場合等)でも、建物全体が耐震基準に適合するのであれば、居住部分が減額の対象となります。

2.区分所有家屋などの場合は、棟全体で現行の耐震基準に適合し、一棟全体の耐震改修工事費を一戸当たりで按分した額が50万円超であれば、減額の対象となります。

2 減額の内容

用途	専用住宅	併用住宅
対象税額	一戸あたり居住部分が120平方メートルまでに相当する額 (居住部分が120平方メートルまでの家屋は全額)	一戸あたり居住部分が120平方メートルまでに相当する額 (居住部分が120平方メートル以下の場合は居住部分に相当する額)
減額率	2分の1 ※平成29年4月1日以降に耐震改修工事が行われたもので認定長期優良住宅に該当することになったものについては、3分の2	
減額期間	1年間	

◆◆ 提出書類 ◆◆

- 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書（資産税課及び北税務グループと天竜税務グループにあります）
- 住宅耐震改修証明書、増改築等工事証明書（建築行政課、建築士事務所に属する建築士にて発行）または住宅性能評価書の写し（登録住宅性能評価機関にて発行）
- 耐震改修に要した費用がわかる書類（領収書、明細書等）
- 認定長期優良住宅であることを証する証明書（認定通知書等）の写し（耐震改修工事が行われたもので、認定長期優良住宅に該当することになった住宅のみ）

◇ 申告期限

- ・耐震改修工事完了後3ヶ月以内（やむを得ない理由がある場合は除く）

～お問い合わせ先～

耐震改修住宅に対する固定資産税の減額内容と手続きについて

<家屋の所在する区の担当グループへお願いします> （資産税課は元目分庁舎にあります）

中央区、浜名区（旧浜北区）	・・・資産税課 家屋グループ	TEL053-457-2165
浜名区（旧北区）	・・・北行政センター内 北税務グループ	TEL053-523-2879
天竜区	・・・天竜区役所内 天竜税務グループ	TEL053-922-0015

浜松市地震対策推進事業 ～わが家の専門家診断事業

●お問い合わせ 都市整備部 建築行政課
電話 053-457-2473

※浜松市地震対策推進事業……地震発生時における建築物等の倒壊等による災害及び土砂災害等による被害を防止するための支援事業

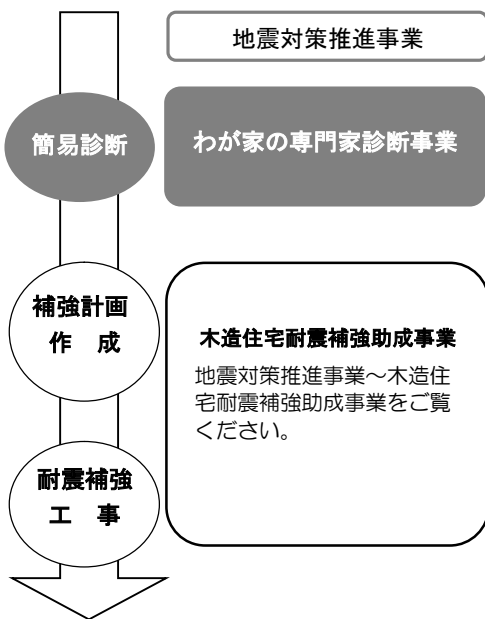
目的

「わが家の専門家診断事業」は、予想される巨大地震による、人命・財産の被害を最小限とするため、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）で建築された木造住宅について、耐震化のための耐震診断の実施を促進することを目的としています。

概要

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について専門家を無料で派遣し簡易な耐震診断を行います。

■ 木造住宅の耐震化の一般的な手順



◆◆ 対象 ◆◆

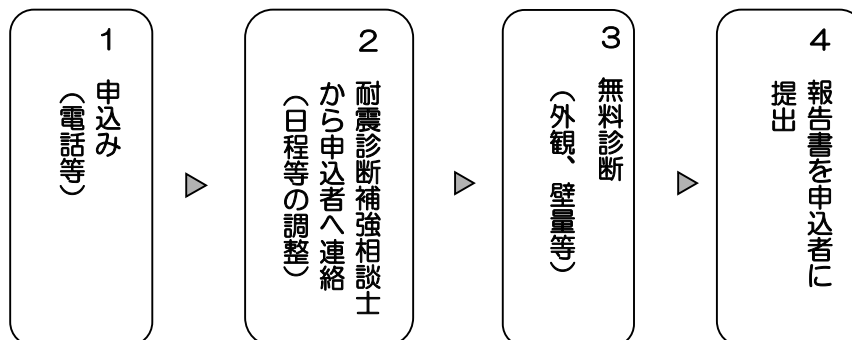
- ◇ 市内の昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手した木造住宅

◆◆ 内容 ◆◆

- ◇ 窓口又は電話での派遣申込みのあった日から2週間程度を目途に、専門家が申込者と連絡をとります。実施日を決定し、無料で耐震診断を行います。後日診断結果及び概算工事費の報告と補助制度の説明を行います。

※ 補強方法の相談にも応じます。
なお、県や市で進めている事業と無関係の一部民間事業者が、紛らわしいセールスを行っていることがあります。不審に思われた場合は、建築行政課までお問合せください。

■ 事業の流れ



浜松市地震対策推進事業 ～木造住宅耐震補強助成事業

●お問い合わせ 都市整備部 建築行政課
電話 053-457-2473

【木造住宅耐震補強助成事業】

目 的

「木造住宅耐震補強助成事業」は、予想される巨大地震による、人命・財産の被害を最小限とするため、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）で建築された木造住宅について、耐震補強工事の実施を促進することを目的としています。

概 要

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震補強工事について、その実施費用の一部を補助します。

◆◆ 対 象 ◆◆

- ◇ 市内の昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手した木造住宅
- ◇ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅で、上部構造評点が1.0以上となる耐震補強計画を策定し、当該計画に基づく耐震改修を実施するもの。
※建築士事務所に所属する静岡県耐震補強相談士が補強計画策定及び工事監理すること。
※浜松市木造住宅耐震補強助成事業施工事業者に登録している事業者が施工すること。

◆◆ 補 助 額 ◆◆

- ◇耐震補強計画に要する経費＋耐震補強工事に要する経費の8割以内。ただし上限115万円とする。

浜松市地震対策推進事業

～建築物耐震診断事業・建築物補強計画策定事業・建築物耐震補強助成事業
・緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業

●お問い合わせ 都市整備部 建築行政課
電話 053-457-2473

目的

「建築物耐震診断事業・建築物補強計画策定事業・建築物耐震補強助成事業・緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業」は、建築物の倒壊などに起因する災害の防止を図るため、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）で建築された建築物等について、耐震化のための耐震診断や耐震補強工事の実施を促進することを目的としています。

概要

昭和56年5月31日以前に建築された建築物等の耐震診断・耐震補強について、その実施費用の一部を補助します。

◆◆ 対象 ◆◆

- ◇ 建築物耐震診断事業については、昭和56年5月31日以前に建築された建築物又はマンションであること
※マンションとは、耐火建築物又は準耐火建築物であって、地上3階以上、延べ面積1,000㎡以上である共同住宅をいう。以下、同じ。
- ◇ 建築物補強計画策定事業については、次の要件を全て満たすもの。
 - ① 昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手したもの
 - ② 特定既存不適格建築物（多数の者が利用する建築物）、要緊急安全確認大規模建築物のうち第3号の建築物（危険物処理施設等）、通行障害建築物（緊急輸送ルート沿道に限る）、又はマンションの用途、規模に該当するもの
 - ③ l_s 値0.6未満又は q 値1.0未満のものを、各階 l_s 値0.6かつ q 値1.0以上となる補強計画を作成するもの
 - ④ 耐震補強工事の実施を予定するもの
- ◇ 建築物耐震補強助成事業については、次の要件を全て満たすもの。
 - ① 建築物補強計画策定事業の要件①②を満たすもの
 - ② l_s 値0.6未満又は q 値1.0未満のものを、各階 l_s 値0.6かつ q 値1.0以上となる耐震補強工事を実施するもの
- ◇ 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業については、次の要件を全て満たすもの。
 - ① 昭和56年5月31日以前に建築、又は工事に着手したもの（木造住宅を除く）
 - ② 倒壊した場合に緊急輸送路又は緊急輸送ルートを閉塞するおそれのあるもの
 - ③ l_s 値0.6未満又は q 値1.0未満のものを、各階 l_s 値0.6かつ q 値1.0以上となる耐震補強工事又は除却を実施するもの

※ l_s 値：各階の構造耐震指標

q 値：各階の保有水平耐力に係る指数

◆◆ 補助額 ◆◆

- ◇ 建築物耐震診断補助額については、1棟ごとに耐震診断に要する経費と次の助成基準額のいずれか少ない額の3分の2以内とする。

延べ面積	助成基準額（消費税額を含む場合）	
1,000㎡以内の部分	3,670円/㎡	左記を 合計した額
1,000㎡を超え 2,000㎡以内の部分	1,570円/㎡	
2,000㎡を超える部分	1,050円/㎡	

- ◇ 建築物補強計画策定補助額については、1棟ごとに補強計画策定に要する経費と次の助成基準額のいずれか少ない額の3分の2（6分の5）※以内とする。

ただし、上限7,200,000円。（9,000,000円）※

※（ ）内は要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物に該当する場合

延べ面積	助成基準額（消費税額を含む場合）	
1,000㎡以内の部分	3,000円/㎡	左記を 合計した額
1,000㎡を超え 2,000㎡以内の部分	1,800円/㎡	
2,000㎡を超え 3,000㎡以内の部分	1,200円/㎡	
3,000㎡を超え 5,000㎡以内の部分	600円/㎡	
5,000㎡を超え 10,000㎡以内の部分	360円/㎡	
10,000㎡を超える部分	240円/㎡	

- ◇ 建築物耐震補強工事補助額については、1棟ごとに耐震補強工事に要する経費と次の助成基準額のいずれか少ない額の23%の3分の2以内とする。

ただし、上限16,000,000円。

建物種別及び工法		助成基準額（消費税額を含む場合）
免震工法で施工する場合		延べ面積㎡ × 83,800円/㎡
免震工法以外で施工する場合	マンション	延べ面積㎡ × 50,200円/㎡
	マンション以外	延べ面積㎡ × 51,200円/㎡

- ◇ 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強補助額については、1棟ごとに耐震補強工事又は除却に要する経費と次の助成基準額のいずれか少ない額の15分の1以内とする。

建物種別及び工法		助成基準額（消費税額を含む場合）
既存住宅（マンションを除く）		延べ面積㎡ × 34,100円/㎡
免震工法で施工する場合		延べ面積㎡ × 83,800円/㎡
免震工法以外で施工する場合	マンション	延べ面積㎡ × 50,200円/㎡
	マンション以外	延べ面積㎡ × 51,200円/㎡

浜松市地震対策推進事業

～非木造住宅耐震診断事業・非木造住宅補強計画策定事業

●お問い合わせ 都市整備部 建築行政課
電話 053-457-2473

目 的

「非木造住宅耐震診断事業・非木造住宅補強計画策定事業」は、予想される巨大地震による、人命・財産の被害を最小限とするため、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）で建築された非木造住宅について、耐震診断や耐震補強の実施を促進することを目的としています。

概 要

昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅の耐震診断・補強計画策定について、その実施費用の一部を補助します。

◆◆ 対 象 ◆◆

- ◇ 非木造住宅耐震診断事業については、昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅であること。
- ◇ 非木造住宅補強計画策定事業については、次の要件を全て満たすもの。
 - ① 昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅
 - ② 診断の結果、 l_s 値0.6又は q 値1.0未満の住宅を各階 l_s 値0.6かつ q 値1.0以上となる補強計画を作成するもの
 - ③ 耐震補強工事の実施を予定するもの

※ l_s 値：各階の構造耐震指標 q 値：各階の保有水平耐力に係る指標

◆◆ 補 助 額 ◆◆

- ◇ 非木造住宅耐震診断補助額については、1棟ごとに耐震診断に要する経費と次の助成基準額のいずれか少ない額の3分の2以内とする。

住宅の種別	延べ面積	助成基準額（消費税額を含む場合）	
戸建て住宅	一律	136,000円/棟	
長屋 共同住宅	1,000㎡以内の部分	3,670円/㎡	左記を 合計した額
	1,000㎡を超え 2,000㎡以内の部分	1,570円/㎡	
	2,000㎡を超える部分	1,050円/㎡	

- ◇ 非木造住宅補強計画策定補助額については、1棟ごとに補強計画策定に要する経費と助成基準額（延べ面積×1,850円/㎡）のいずれか少ない額の3分の2以内とする。
ただし、上限 1,233,000円

浜松市地震対策推進事業 ～がけ地近接等危険住宅移転事業

●お問い合わせ 都市整備部 建築行政課
電話 053-457-2473

目的

「がけ地近接等危険住宅移転事業」は、がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等からの移転を促進することを目的としています。

概要

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域の危険住宅の移転について、その実施費用の一部を補助します。

◆◆ 対象 ◆◆

- ◇ 次のいずれかの条件に当てはまる住宅（危険住宅）
 - ① 災害危険区域内で、区域指定前に建てられたもの
 - ② がけ条例で規制されている区域内で昭和29年3月以前に建てられたもの
 - ③ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内で区域指定前に建てられたもの
 - ④ ③に掲げる区域に指定される見込みのある区域
 - ⑤ 上記①～④の区域内及び過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域で
地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったもの

◆◆ 補助額 ◆◆

- ◇ 除却費
危険住宅の取り壊し費用に対して木造住宅は28,000円/㎡ 非木造住宅は41,000円/㎡
- ◇ 移転費
【限度額】一戸あたり975,000円
- ◇ 建設助成費
【限度額】金融機関等からお金を借りた時、その利子（年利8.5%を上限として計算する）に対し、次の額を上限とする。
 - ・移転先の土地を買う場合 2,060,000円
 - ・移転先の土地に盛土をするなどの造成行為をする場合 608,000円
 - ・移転先の住宅を建てたり購入したりする場合 4,650,000円

浜松市地震対策推進事業 ～ブロック塀等撤去改善事業

●お問い合わせ 都市整備部 建築行政課
電話 053-457-2473

目的

「ブロック塀等撤去改善事業」は、ブロック塀などの倒壊や転倒による通行人への危害を防止し、道路の通行及び安全を確保するため、道路沿いのブロック塀などの撤去や改善を促進することを目的としています。

概要

道路沿いの倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去及び地震に対して安全な塀の新設について、その実施費用の一部を補助します。

◆◆ 対象 ◆◆

- ①市税を完納していること
- ②ブロック塀・石塀・レンガ塀・万年塀・その他これらに類する塀
- ③道路等に沿っている又は、転倒した際に道路等に影響を及ぼすもの
※道路等とは建築基準法上の道路・その他市長が認める道路・緊急避難場所
- ④道路等からの高さが80cm以上かつブロック塀の場合2段以上積まれた塀
- ⑤新設費の補助申請をする場合は、撤去費補助申請と同時にすること

◆◆ 補助額 ◆◆

注) 補助額は千円未満切り捨て

補助額・補助率		上限額
撤去	道路沿いの「ブロック塀等」を撤去する場合	20万円
	「撤去するブロック塀等」の延長14,000円/mを乗じた基準額と「撤去工事費」とを比較していずれか少ない額の2/3以内	
新設	道路沿いの「ブロック塀等を撤去した跡地に、安全な塀を新設する場合	25万円
	「新設する安全な塀の延長に38,400円/mを乗じた基準額」と「新設工事費」とを比較していずれか少ない額の2/3以内	

※「安全な塀」とは金属製フェンス（メーカーの仕様に基づき設置したもの）または生垣（別途設置基準あり）。詳細はお問合せ下さい。

浜松市地震対策推進事業 ～耐風診断助成事業・耐風改修助成事業

●お問い合わせ 都市整備部 建築行政課
電話 053-457-2473

目 的

「耐風診断助成事業・耐風改修助成事業」は、地震や強風による屋根瓦の脱落を防止するため建築基準法による構造方法による構造方法に適合しない瓦屋根を安全な構造とする対策を促進することを目的としています。

【耐風診断助成事業】

概 要

瓦の各部位の留めつけ状況や劣化状況を確認する耐風診断の費用の一部を補助します。

◆◆ 対象 ◆◆

- ◇令和3年12月31日以前に建築された建築物の屋根であって、瓦（粘土瓦、セメント瓦に限る）で葺かれたもの。
- ◇かわらぶき技師等による耐風診断を行うもの

◆◆ 補助額 ◆◆

- ◇耐風診断に要する経費の3分の2以内。ただし上限は21,000円とする

【耐風改修助成事業】

概 要

耐風診断の結果脱落の危険性があると判断された瓦屋根の改修に必要な費用の一部を補助します。（耐震補強工事と併せて行うことが条件）

◆◆ 対象 ◆◆

- ◇昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満と診断され、木造住宅耐震補強助成事業と併せて瓦屋根の耐風改修工事を実施するもの
- ◇令和4年1月1日以降の告示基準（建築基準法で規定する構造方法）に適合する屋根に改修するもの（屋根の全面を改修するものに限る）

◆◆ 補助額 ◆◆

- ◇24,000円/m²に屋根面積を乗じた額又は2,400,000円のいずれか低い額の23%以内。ただし、上限は552,000円とする。

浜松市地震対策推進事業 ～耐震シェルター整備事業

●お問い合わせ 都市整備部 建築行政課
電話 053-457-2473

目的 「耐震シェルター整備事業」は、予想される巨大地震による木造住宅の倒壊から市民の生命を守ることを目的としています。

概要 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の1階に耐震シェルターを設置する場合、その実施費用の一部を補助します。

◆◆ 対象 ◆◆

◇ 次のすべての条件に当てはまる住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
- ② 居住の用に供している地階を除く階数が2以下の住宅で、1階に耐震シェルターを設置するもの
- ③ 木造住宅耐震補強助成事業による補助を受けていない住宅

◇ 補助金交付の対象となる耐震シェルターは以下のとおり

- ① 木質耐震シェルター：(株)一条工務店
- ② レスキュールーム：(有)ヤマニヤマショウ
- ③ 剛健：(有)宮田鉄工
- ④ シェルキューブR：(株)デリス研究所
- ⑤ 減災寝室：(有)扇光 ⑥ つみっくブロックシェルター：(株)つみっく
- ⑦ まもルーム：(株)カラフルコンテナ
- ⑧ 命守（いのちまもり）：(株)青ひばの会ネットワーク
- ⑨ シェル太くん工法：(株)ヤマヒサ

◆◆ 補助額 ◆◆

一般世帯	
補助率	対象事業費の3分の2以内
補助額	最大40万円

高齢者のみが居住する住宅等 (下記条件を満たす場合)	
補助率	対象事業費の6分の5以内
補助額	最大50万円

【高齢者のみが居住する住宅等の条件】

- (1) 所有者本人が居住し、65歳以上の者のみが居住するもの
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級1級又は2級の者が居住するもの
- (3) 介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの
- (4) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

家具転倒防止事業

●お問い合わせ 危機管理課
電話 053-457-2537
各区役所区振興課・各行政センター・各支所（下記掲載）

目的

「家具転倒防止事業」は、高齢者および障がいのある方等の居住する住宅内の家具を金具等で固定することにより、地震発生時における家具の転倒や散乱による被害を防止または軽減することを目的としています。

概要

地震災害に備え、ご自宅の家具を固定する場合に、金具等の取付けに係る費用を市が負担します。

◆◆ 対象 ◆◆

- ◇ 市内に住所を有する次のいずれかに該当する方
 - ・高齢者（満65歳以上）のみの世帯
 - ・高齢者（満65歳以上）と障がいのある方みの世帯
 - ・高齢者（満65歳以上）と満18歳未満の方みの世帯
 - ・障がいのある方みの世帯
 - ・障がいのある方と満18歳未満の方みの世帯
 - ・高齢者（満65歳以上）、障がいのある方及び満18歳未満の方みの世帯

◆◆ 内容 ◆◆

- ◇ 一世帯当たり5品までの家具固定作業にかかる費用を市が負担
 - ※ 金具等（下地材料を含む）は自己負担となります。
 - ※ 家具固定作業は市で指定した施工者が行います。

下記の各区役所、行政センター・支所へお問い合わせください。

中央区役所 区振興課	TEL 053-457-2210	引佐支所	TEL 053-542-1112
東行政センター	TEL 053-424-0115	三ヶ日支所	TEL 053-524-1111
西行政センター	TEL 053-597-1112	天竜区役所 区振興課	TEL 053-922-0016
舞阪支所	TEL 053-592-2111	春野支所	TEL 053-983-0001
南行政センター	TEL 053-425-1120	佐久間支所	TEL 053-966-0001
浜名区役所 区振興課	TEL 053-585-1143	水窪支所	TEL 053-982-0001
北行政センター	TEL 053-523-1168	龍山支所	TEL 053-966-2111

感震ブレーカー設置費助成事業

●お問い合わせ 危機管理課 電話 053-457-2537
各区役所区振興課・各行政センター・各支所（下記掲載）

目的

「感震ブレーカー設置費助成事業」は、地震発生時の出火防止対策として有効とされる感震ブレーカーの設置費用の一部を助成し、大規模地震時の火災による被害を軽減することを目的としています。

概要

浜松市内の木造及び非木造の住宅に感震ブレーカーの購入及び設置工事をしようとする者に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

◆ ◆ 対象 ◆ ◆

◇ 対象者

次のすべての条件に当てはまる方

- (1)令和8年度に感震ブレーカーを設置した住宅の世帯主
- (2)市内に住所を有し、市税を完納している者
- (3)過去にこの補助金の交付を受けていない者

◇ 助成対象

- (1)木造及び非木造の住宅
- (2)店舗併用住宅の場合、延床面積の2分の1以上が住宅部分であること。
- (3)令和8年度に感震ブレーカーの購入及び設置を行い、かつ、領収書の記載日が、令和8年4月1日から令和9年2月26日のものに限る。

◆ ◆ 内容 ◆ ◆

◇ 申請受付期間

令和8年6月1日（月）から令和9年2月26日（金）

◇ 助成金額

感震ブレーカーの購入費及び設置工事費を助成します

助成金額	<ul style="list-style-type: none"> ・設置費用の1/2以内 上限5万円 ・「木造住宅耐震補強助成事業」と併せて実施する場合は、設置費用の2/3以内 上限5万円
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◆ ◆ 注意事項 ◆ ◆

助成金を活用する場合は、感震ブレーカーを購入及び設置した後の申請となります。購入前に「感震ブレーカー設置費助成事業」申請等の手引きを必ず読んでから申請してください。

下記の各区役所、行政センター・支所へお問い合わせください。

中央区役所 区振興課	TEL 053-457-2210	引佐支所	TEL 053-542-1112
東行政センター	TEL 053-424-0115	三ヶ日支所	TEL 053-524-1111
西行政センター	TEL 053-597-1112	天竜区役所 区振興課	TEL 053-922-0016
舞阪支所	TEL 053-592-2111	春野支所	TEL 053-983-0001
南行政センター	TEL 053-425-1120	佐久間支所	TEL 053-966-0001
浜名区役所 区振興課	TEL 053-585-1143	水窪支所	TEL 053-982-0001
北行政センター	TEL 053-523-1168	龍山支所	TEL 053-966-2111

浜松市 狭い道路の拡幅整備事業

●お問い合わせ 都市整備部 建築行政課
電話 053-457-2474

目的

「狭い道路の拡幅整備事業」は、安全で快適なまちづくりのため、防災上・住環境の上でも問題点が多い狭い道路の拡幅整備を進めることを目的としています。

概要

建築基準法第42条第2項の狭い道路に接した敷地で、建築主や土地所有者が道路後退用地を市に寄附した場合は、その部分を道路に拡幅整備するとともに、門や塀の撤去費等の一部を助成します。

なお、隅切り部分を寄附した場合は、隅切り奨励金を交付します。

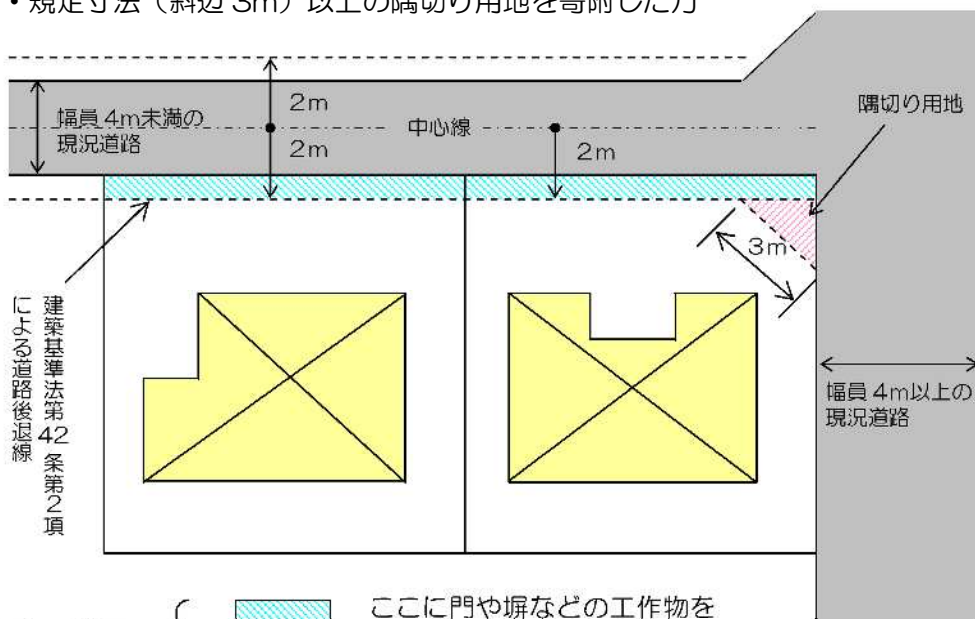
◆◆ 対象 ◆◆

◇ 拡幅整備費の助成金（次の全ての条件に当てはまる方）

- ・市街化区域内
- ・一般の通行に使用されている幅員 1.8m以上 4m未満の道路に接している敷地の道路後退部分（2項道路によるみなし境界線と既存の道路の境界線との間の土地等）を寄附した方
- ・道路拡幅のため、後退用地部分にある塀・門・生垣等を撤去または水道メーター・排水ます等の移設を行った建築主または土地所有者

◇ 隅切り奨励金

- ・規定寸法（斜辺 3m）以上の隅切り用地を寄附した方



狭い道路の拡幅整備事業の対象となる用地

- ここに門や塀などの工作物を設置することは出来ません。
- 隅切り用地の寄附については任意となります。

◆◆ 補助額 ◆◆

◇ 拡幅整備費の助成金

- フェンス、塀、門等（基礎を含む）の撤去費
（高さ0.5m以上 4,000円/m）
- 樹木（伐根を含む）の撤去費
（高さ1.0m未満 500円/本）
（高さ1.0m以上2.0m未満 2,800円/本）
（高さ2.0m以上4.0m未満 3,700円/本）
（高さ4.0m以上 17,000円/本）
- 生垣（伐根を含む）の撤去費
（高さ1.5m未満 2,000円/m）
（高さ1.5m以上2.5m未満 4,200円/m）
（高さ2.5m以上 6,000円/m）
- 舗装（アスファルト、コンクリート等）の撤去費（1,200円/m²）
- 水道メーター等（水道管2mまでを含む）の移設費（20,000円/箇所）
- 排水ます等（排水管2mまでを含む）の移設費（8,600円/箇所）
- 水道管、排水管、ガス管等の移設費（1,700円/m）
- 擁壁（新設費は、鉄筋コンクリート造（同等以上の構造を含む）の場合に限る）
撤去費（高さ0.5m以上1.0m未満 4,000円/m）
（高さ1.0m以上1.5m未満 7,000円/m）
（高さ1.5m以上2.0m未満 11,000円/m）
（高さ2.0m以上 16,000円/m）
新設費（高さ0.5m以上1.0m未満 10,000円/m）
（高さ1.0m以上1.5m未満 15,000円/m）
（高さ1.5m以上2.0m未満 24,000円/m）
（高さ2.0m以上 36,000円/m）

※ ご注意

- 1 助成金の額は、上記により算出した額又は、拡幅整備のために必要な工作物等の撤去若しくは移設工事等に要した費用の額のいずれか少ない額となります。
- 2 擁壁（新設費）の交付対象となる擁壁の長さは、後退用地等と後退整備後の敷地との境界線の長さが上限となります。
- 3 前記1にかかわらず、フェンス、塀、門等が擁壁と一体の場合における当該フェンス、塀、門等の助成金の額は、上記に定める助成金の2分の1の額が上限となります。
- 4 前記1にかかわらず、擁壁（撤去費）及び擁壁（新設費）の助成金の合計額は、150万円が上限となります。
- 5 助成金の合計額に1,000円未満の端数がある場合、当該端数は切り捨てます。

◇ 隅切り奨励金

- 斜辺3mの隅切り面積に、各町丁別及び地目別に設定した土地単価を乗じた金額

賃貸住宅に入居したい方

浜松市	サービス付き高齢者向け住宅登録制度	86
浜松市	終身建物賃貸借事業.....	91
浜松市	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 （セーフティネット住宅）	92
	（居住支援法人）	93

浜松市 サービス付き高齢者向け住宅登録制度

●お問い合わせ 都市整備部 住宅課
電話 053-457-2457

目的

「サービス付き高齢者向け住宅」とは、高齢者にふさわしいハード（バリアフリー構造、一定の面積、設備）と安心できる見守りサービス（状況把握・生活相談サービス）が付いた賃貸住宅等をいい、事業者からの申請により、都道府県知事または政令市にあっては市長が登録をし、その情報を公開することにより、高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる住まいづくりの促進を目的としています。

概要

従来の「高齢者円滑入居賃貸住宅」「高齢者専用賃貸住宅」「高齢者向け優良賃貸住宅」という制度を一本化し、医療・介護・住宅が連携し安心できる住まいの供給を促進するため、「高齢者の居住の安全確保に関する法律」の一部を改正し、国土交通省・厚生労働省が共同して創設した登録制度です

◆◆ サービス付き高齢者向け住宅イメージ ◆◆

高齢者にふさわしいハード

- バリアフリー構造
- 一定の面積、設備

安心できる見守りサービス

- ケアの専門家による
- 安否確認サービス
- 生活相談サービス

浜松市が登録を行い、事業者へ指導・監督を行う。



◆◆ 浜松市のサービス付き高齢者住宅一覧表 ◆◆

※施設によっては敷金がかかる場合があります。お問合せください。

令和8年4月30日現在

名称	所在地	家賃 (千円)	共益費 (千円)	状況把握 生活 相談サ ービス (千円)	サービス等別途費用必要)				入居 開始 (予定) 年月	問合せ 先
					食事 の 提供	入浴 等 の 介護	調理 等 の 家事	健康 管理		
ヘルスサポート マンション・ゆ めの組曲	中央区 雄踏二丁目 19-29	50 ～ 130	60.5 ～ 88	56.6	○	—	—	—	H24.4	053- 596- 5501
ARCO浜名湖 クレセント21	中央区 舞阪町弁天島 3371-2	68 ～ 175	0	35	○	○	○	○	H24.4	053- 489- 3882
クレセント和合	中央区 和合町 141-1	41.5 ～ 84	8.5	共益費に 含む	○	—	—	○	H25.7	053- 474- 3888
アースのサー ビス付き高齢者 向け住宅 ふる ら篠ヶ瀬	中央区 篠ヶ瀬町 1205	68 ～ 80	46.9	33	○	—	—	○	H24.4	053- 545- 7411
櫻乃苑浜松天竜 プレミアムフロア	天竜区 二俣町二俣 56-1	57	44	11	○	○	—	—	H25.2	053- 925- 0939
櫻乃苑浜松天竜	天竜区 二俣町二俣 56-1	57	44	介護保険 適用	○	○	○	○	H25.2	053- 925- 0939
アイケア おおるり上島	中央区 上島五丁目 12-1	59 ～ 61	24.3	33	○	—	—	○	H24.9	053- 489- 3521
いにしえの里 大瀬	中央区大島町 1137-1	35 ～ 98	0	10	○	—	○	○	H25.1 0	053- 433- 8888
おおるり三島	中央区三島町 335	53 ～ 58	25.5	30	○	○	○	○	H25. 11	053- 489- 3521
ふるさとホーム 浜松西	中央区 葵西六丁目 25-89	50	19.8	18.7	○	○	○	○	H25.4	053- 430- 1413
井伊谷メディカ ルコートガーデ ン	浜名区 神宮寺町 8-15	58 ～ 98	22.5 ～ 33.8	24	○	—	—	○	H24.8	053- 542- 4687
アモーレ和田	中央区和田町 331-1	50 ～ 65	14	18	○	—	—	—	H25.8	053- 462- 6601
アイケアおおる り天竜川駅前	中央区和田町 199-3	61 ～ 63	27	33	○	—	—	○	H25.9	053- 489- 3521
櫻乃苑浜松富塚	中央区富塚町 1040-3	67 ～ 134	44 ～ 88	11	○	○	—	—	H26.4	053- 475- 0939

◆◆ 浜松市のサービス付き高齢者住宅一覧表 ◆◆

※施設によっては敷金がかかる場合があります。お問合せください。

令和8年4月30日現在

名称	所在地	家賃 (千円)	共益費 (千円)	状況把握生活 相談サ ービス (千円)	サービス等(別途費用必要)				入居 開始 (予定) 年月	問合せ 先
					食事 の 提供	入浴 等 の 介護	調理 等 の 家事	健康 管理		
なごやかレジデ ンス浜松山手	中央区 山手町 35-28	37.7 ～ 61	10	15.4	○	○	○	○	H25.8	053- 458- 5562
坂の上ガーデン 幸	中央区 幸四丁目 36-1	120	66	介護契約締 結者は介護 報酬の1～ 2割	○	○	○	○	H26.2	053- 416- 2016
ハートライフ 初生	中央区 初生町 720-2	52	34.4	50 (税別)	○	○	○	○	H25. 12	054- 280- 5588
なごやかレジデ ンス浜松薬師	中央区 薬師町 188	37.7 ～ 45	10	15.4	○	○	○	○	H26.2	053- 422- 3782
おおるり笠井	中央区 笠井町 865-2	61 ～ 63	27	36.3	○	○	○	○	H26.9	053- 489- 3521
なごやかレジデ ンス浜松助信	中央区 助信町 44-41	37.7 ～ 58	10	18.7	○	○	○	○	H26.6	053- 416- 0122
シャトー高丘 サービス付き高 齢者向け住宅	中央区 高丘西 二丁目 32-30	66 ～ 120	33	33	○	—	—	—	H26.8	053- 437- 5551
なごやかレジデ ンス浜松蛸塚	中央区 蛸塚二丁目 12-9	37.7 ～ 48	10	18.7	○	○	○	○	H26.6	053- 450- 0512
ふるさとホーム 浜北	浜名区 西美園 字水流 1514-1	50	19.8	18.7	○	○	○	○	H26.2	053- 587- 2713
ラクラス上島 レジデンス	中央区 上島三丁目 37-19	80 ～ 90	68	介護保険適 用または 60	○	○	○	○	H27.2	053- 463- 2021
あい湖	浜名区 三ヶ日町 大崎字西山 1952	50 ～ 70	19	21	○	—	—	—	H26. 11	053- 526- 0881
ケアガーデン 長上苑	中央区 中島二丁目 7-8	71 ～ 77	20	22	○	○	○	○	H27.4	053- 467- 5550
櫻乃苑 浜松鍛冶町	中央区 鍛冶町 503	80 ～ 90	44	33	○	○	—	—	H27.4	053- 453- 3909

◆◆ 浜松市のサービス付き高齢者住宅一覧表 ◆◆

※施設によっては敷金がかかる場合があります。お問合せください。

令和8年4月30日現在

名称	所在地	家賃 (千円)	共益費 (千円)	状況把握生活 相談サ ービス (千円)	サービス等(別途費用必要)				入居 開始 (予定) 年月	問合せ 先
					食事 の 提供	入浴 等 の 介護	調理 等 の 家事	健康 管理		
ここえ高丘	中央区 高丘東二丁目 12-43	48	20	20 (税別)	○	○	○	○	H27.3	053- 523 8330
ふるさとホーム 浜松いなさ	浜名区 引佐町井伊谷 2086-1	50	19.8	18.7	○	○	○	○	H26.9	053- 528- 2232
アイケア おおるり西美園	浜名区 西美園 548-1	61 ~ 87	27	33	○	—	—	○	H27.9	053- 489- 3521
ここえ浜名湖	浜名区 細江町中川 4455	41	20	20 (税別)	○	○	○	○	H27. 10	053- 528- 7541
サービス付き高 齢者住宅 メデ ィカル テラス	浜名区 平口 1975	60	39	介護保険 適用あり	○	○	○	○	H28.4	053- 586- 1230
クオリティリビ ングシンフォニ ー	中央区 材木町 1271-1	68	58.7	介護保険 適用あり	○	○	○	○	H28.4	054- 368- 4211
ゴールドエイジ 浜松	中央区 雄踏町山崎 3495-3	55	15	33	○	—	○	○	H28.9	053- 596- 0800
アンジェス浜松 中沢	中央区 中沢町 13-23	48.5 ~ 65	31 ~ 39	33	○	○	○	○	H28.9	053- 472- 7677
アモーレ大蒲	中央区 大蒲町 115-10	50 ~ 60	17	18	○	○	○	—	H28.9	053- 465- 5011
ココファン浜松 成子	中央区 成子町 12	62 ~ 124	10.6 ~ 23.4	43.2	○	○	○	○	R1.9	053- 454- 3930
ライフケアアダ ージョ大平台	中央区 大平台一丁目 34-30	65	23.4	23	○	—	○	○	R2.5	053- 485- 5006
フローレンス 白羽	中央区白羽町 47-1	60 ~ 120	33 ~ 48.4	22	○	—	—	—	R3.1	053- 445- 0077
おおるり富塚	中央区富塚町 1222-309	63 ~ 82	27	40.7	○	○	○	○	R3.4	053- 489- 3521
アンジェス浜松 佐鳴台	中央区佐鳴台 二丁目 22-21	49 ~ 66	31 ~ 39	33	○	○	○	○	R3.11	053- 448- 7770

◆◆ 浜松市のサービス付き高齢者住宅一覧表 ◆◆

※施設によっては敷金がかかる場合があります。お問合せください。

令和8年4月30日現在

名称	所在地	家賃 (千円)	共益費 (千円)	状況把握生活 相談サービス (千円)	サービス等(別途費用必要)				入居 開始 (予定) 年月	問合せ 先
					食事 の 提供	入浴 等 の 介護	調理 等 の 家事	健康 管理		
アモーレ駅南	中央区 三島町 84-2	50 ～ 65	17	18	○	○	○	○	R4.7	053- 401- 9555
ココファン浜松 高林	中央区高林 三丁目 7-13	62 ～ 124	10.6 ～ 23.4	43.2	○			○	R4.11	053- 476- 3700
シャトー新橋 サービス付き 高齢者向け住宅	中央区 新橋町 1245	54 ～ 120	29	33	○				R5.2	053- 440- 5505
かがやきレジデ ンス浜松海老塚	中央区 海老塚 二丁目 23-10	37.7 ～ 41	10	18.7	○	○	○	○	R6.6	053- 488- 6636
(仮) えがおホ ーム板屋町	中央区 板屋町 697	46 ～ 158	30	5	○	○	○	○	R8.9 (予定)	053- 450- 5250

浜松市 終身建物賃貸借事業

●お問い合わせ 都市整備部 住宅課
電話 053-457-2457

目 的

「終身建物賃貸借事業」とは、高齢者単身・夫婦世帯等が、安心して賃貸住宅に居住できるよう、通常は年数等を定めて契約する賃貸借契約を、借家人が生きていく限り存続し、死亡した時に終了する、賃借人本人一代限りの借家契約を結ぶようにするための仕組みです。

概 要

終身建物賃貸借事業とは、耐震性、手すり、設備等一定の基準を満たす住宅の賃貸人が、都道府県知事または政令市の市長からの認可を受け、60歳以上の方に対し、死亡まで終身にわたって住宅を賃貸する一代限りの借家契約です。

サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅などとの併用も可能です。賃借人にとっては前払金の保全措置が講じられている、仮入居が可能、同居していた高齢者は継続居住が可能、礼金等がかからない等のメリットがあります。

入居の申込み等、詳細については下記事業者へお問合せください。

◆◆ 浜松市 終身建物賃貸借認可住宅 ◆◆

認可事業者：株式会社学研ココファン
事業者住所：東京都品川区西五反田2丁目11番8号
事業者 TEL：03-6431-1860

認可住宅名：ココファン浜松成子
所 在：浜松市中央区成子町12
戸 数：51戸
床面積：18.00㎡～35.52㎡（専用面積）
家 賃：62,000円～124,000円
共益費：10,600円～23,400円
敷 金：124,000円～248,000円
備 考：サービス付き高齢者向け住宅登録有
入居開始年月：令和元年9月

認可住宅名：ココファン浜松高林
所 在：浜松市中央区高林三丁目7番13号
戸 数：48戸
床面積：18.00㎡～36.64㎡（専用面積）
家 賃：62,000円～124,000円
共益費：10,600円～23,400円
敷 金：124,000円～248,000円
備 考：サービス付き高齢者向け住宅登録有
入居開始年月：令和4年11月

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業（セーフティネット住宅）

●お問い合わせ 都市整備部 住宅課
電話 053-457-2457

目的

「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業（セーフティネット住宅）」とは、住宅の確保に配慮が必要な方が、円滑に賃貸住宅に入居出来ることを目的とした登録制度です。

概要

耐震性、一定の面積、設備等の基準を満たす住宅の賃貸人が、県や市の登録を受け、賃貸人が指定する範囲内で、住宅の確保に特に配慮を要する人々の入居を拒まない賃貸住宅です。詳細については「セーフティネット住宅情報提供システム」をご参照ください。

◆◆ 浜松市のセーフティネット住宅の登録一覧 ◆◆

※令和8年4月現在

	中央区	浜名区	天竜区	浜松市合計
登録件数 (件)	1,147	232	22	1,401
登録戸数 (戸)	7,284	1,470	183	8,937

↓登録物件についての詳細は「セーフティネット住宅情報提供システム」をご参照ください。



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業（居住支援法人）

●お問い合わせ 都市整備部 住宅課
電話 053-457-2457

目的

「居住支援法人」とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がいのある方、ひとり親世帯等）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ることを目的としています。

概要

賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談・見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。

◆◆ 居住支援法人の活動内容 ◆◆

- 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- 見守りなど要配慮者への生活支援

◆◆ 静岡県居住支援法人一覧表（浜松市） ◆◆

指定年月日	法人名	支援業務を行う事務所の所在地	連絡先	活動区域	活動内容
H31.1.4	社会福祉法人天竜厚生会	浜松市天竜区渡ヶ島 217-3	電話番号 053-988-3012	浜松市内（主に浜名区、天竜区）	住宅確保要配慮者を対象とした住宅相談、情報提供、物件探しの同行、宿泊場所、食事の提供、就労訓練
R5.3.9	株式会社アズマホームサービス	浜松市中央区常盤町 1-7	電話番号 090-2772-4431	浜松市内	住宅確保要配慮者を対象とした ・賃貸住宅に入居に係る情報提供・相談その他の援助等 ・無料低額宿泊所の提供
R5.11.30	株式会社丸八アセットマネジメント	浜松市中央区田町 223-21 ビオラ田町 2 階	電話番号 053-401-0828	浜松市内	住宅確保要配慮者を対象とした ・住まいに関する相談、不動産物件の紹介、同行、契約の支援、提携保証会社による家賃債務保証 ・安否確認

その他

浜松市 ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金.....	96
浜松市 結婚新生活支援事業補助金.....	98
浜松市 天竜材ぬくもり空間創出事業.....	99
民間建築物吹付けアスベスト対策事業.....	102
浜松市 住居確保給付金事業.....	103
マンション管理計画認定制度.....	105

浜松市 ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金

●お問い合わせ 市民部 市民協働・地域政策課
電話 053-457-2243

目 的

「ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金」は、市外から浜松市への移住を促進するため、市内への定住を目的として住宅を取得または賃借する者に対して補助金を交付します。

概 要

市外から本市へ移住した者に対して、「新築・取得費用」「増築・改修費用」「住宅賃借費用」「引越移転費用」等の補助対象経費について補助金を支給します。

◆◆ 対象 ◆◆

◇ 補助対象者の主な要件

- ・市内に移住した日から2年以内の方
- ・申請者が配偶者等を有し、共に50歳未満の方
※ひとり親家庭の場合、世帯主であって50歳未満の方
- ・移住する直前の10年間のうち、通算5年以上市外に居住し、移住する直前に連続して1年以上市外に居住していた方
- ・補助対象住宅が所在する地域の自治会に加入している方
- ・市内の取得した住宅または市内の賃借した住宅に5年以上居住する意思を有する方
- ・直近1年間の申請者とその配偶者等の所得が合計1,000万円以下である方
- ・市区町村税を滞納していない方

◇ 補助対象住宅

- ・居室、寝室及び浴室、洗面所、台所、トイレの設備を有する建築物

◇ 補助対象経費

◎新築・取得費用

新築住宅の工事費、建売・中古・分譲マンション等の購入費

◎増築・改修費用

居住部屋、浴室、洗面所、台所、トイレ、玄関の増設または改修工事費等

◎住宅賃借費用

仲介手数料、敷金（退去修繕費、クリーニング費用、鍵交換費用を含む）、礼金、保証金（保証委託料、保険料を含む）、共益費1か月分、賃料1か月分（駐車場使用料1か月分を含む）

◎引越移転費用

引越移転に要した経費のうち、引越業者または運送業者に支払った費用

◎その他費用

自治会費1年分（自治会入会金を含む）、

中山間地域内への移住の場合のみ：飲料水の供給を受ける際にかかる初期費用等

※申請日現在において、直近2年間に要した費用に限ります。

※新築・取得費用と増築・改修費用は、併用して補助を受けることはできません。

◆◆ 補助額 ◆◆

- 補助対象経費合計額の2分の1以内（千円未満切り捨て）で、上限100万円の補助をします。

◆◆ 返還条件 ◆◆

補助金の交付を受けた後、次のいずれかに該当する場合は、補助金の全額を返還していただきます。（補助金全額に加え、加算金や遅延損害金が発生する場合があります。）

- 自主返還申出書が提出された場合
- 虚偽の申請等をした場合
- 新築・取得費用または増築・改修費用の補助を受けた者であって、補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居した場合
- 住宅賃借費用または引越移転費用の補助を受けた者であって、補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が市外へ転出した場合
- 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
- 補助金の交付決定を取り消された場合

その他の要件、対象経費、申請方法等の詳細は問い合わせ先にご確認ください。

浜松市 結婚新生活支援事業補助金

●お問い合わせ ことば家庭部 ことば若者政策課
電話 053-457-2795

目的

「結婚新生活支援事業補助金」は、新婚世帯に対し予算の範囲内において、補助金を交付することにより、婚姻に伴う生活の経済的不安を軽減することを目的としています。

概要

新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートに係る費用の一部を補助します。

◆◆ 対象 ◆◆

◇ 補助対象者の主な要件（以下の要件を全て満たす世帯）

- ・令和8年1月1日から令和8年12月31日までに婚姻届を提出された夫婦
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ・世帯の合計所得が500万円未満
※貸与型奨学金を返済している場合は、世帯の合計所得から年間返済額を控除します。
- ・対象となる住宅が浜松市にあり、対象となる住宅の住所と夫婦（または一方）の住民票の住所が同じ
- ・補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思がある
- ・夫婦の一方または双方が、過去に同類の補助金の交付を受けていない
- ・夫婦ともに市税を完納している
- ・夫婦ともに次のいずれかひとつの講座等（ライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、共家事・子育て講座、医療機関への妊娠・出産に関する相談）を受講又は医療機関へ相談した夫婦

◆◆ 対象経費 ◆◆

◇ 令和8年4月1日から令和9年1月31日までに支払った以下の費用

- ・新居の取得費用
- ・新居の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ・住宅リフォーム費用
- ・引越費用（引越業者や運送業者への支払額の実費）

◆◆ 補助の上限 ◆◆

- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 … 60万円
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 … 30万円

※令和8年度の申請受付開始は、令和8年9月1日からです。

浜松市 天竜材ぬくもり空間創出事業

●お問い合わせ 産業部 林業振興課
電話 053-457-2159

目的

「浜松市 天竜材ぬくもり空間創出事業」は、浜松市のFSC認証林から生産され、FSC-COC認証事業者により浜松市内で製材・加工された天竜材（以下「FSC認証材」）を使用した非住宅建築物等の木造・木質化等に対して助成することにより、FSC認証材の利用拡大を推進することを目的としています。

概要

FSC認証材を使用して非住宅建築物等の木造・木質化等を行う施主に対し、そのFSC認証材の購入費用等の一部を助成します。

◆◆ 定義 ◆◆

① 「FSC認証材」とは…

FSC認証材とは、浜松市のFSC認証林から生産され、FSC認証事業者により製材・加工された天竜材のことをいいます。

② 「非住宅建築物」とは…

事務所、店舗、私立保育園・私立幼稚園・私立こども園・私立学校等の教育施設、福祉施設、病院、銀行、信用金庫、ホテル、ホール、ショールーム、その他非住宅建築物、併用住宅（兼様住宅を除く）の事業用部分、共用住宅等の共用部分、住宅及び非住宅建築物敷地内の外構に設置するウッドデッキ、木製フェンス等の工作物、その他市長が認めるもの（公の施設を除く）

◆◆ 対象 ◆◆

◇補助対象者

非住宅建築物等の木造・木質化等を行う施主

◇補助条件

ア. ①非住宅建築物等の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事

I 浜松市内で新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事を行う非住宅建築物等であること

II 上記Iの構造材・内装材・外装材・外構にFSC認証材を20㎡以上または、5㎡以上使用すること

III 本事業に携わる製材事業者・加工事業者・流通事業者はFSC認証事業者でなければならない（FSCの要求事項に基づいたFSC認証事業者の管理マニュアルに記載される外部委託先はこの限りではない）

②特に天竜材の普及効果の高い非住宅建築物の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事

I 浜松市内で新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事を行う非住宅建築物であること

II 上記Iの構造材または内装材、外装材にFSC認証材を100㎡以上使用すること

III 本事業に携わる製材事業者・加工事業者・流通事業者はFSC認証取得事業者でなければならない（FSCの要求事項に基づいたFSC認証取得事業者の管理マニュアルに記載される外部委託先はこの限りではない）

- Ⅳ 本事業に係る天竜材(FSC 認証材)において FSC プロジェクト認証を取得すること
- Ⅴ 効果的な PR を実施すること
- ③非住宅建築物への FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入
 - Ⅰ 浜松市内の非住宅建築物に F S C 認証製品の木製家具・木製品を導入すること
 - Ⅱ 木製家具・木製品の木質材料の8割以上をF S C 認証材とすること
- イ. 補助対象建築物は、常に使用している、または、事業終了後に使用する見込みであること
- ウ. 補助対象箇所の工事着手が、原則当該年度の4月22日以降であり、それを証明する書類（補助対象の工期がわかる契約書、発注書等）を提出できること
- エ. 補助対象箇所の施工完了予定もしくは FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入予定が、当該年度の3月31日までであり、それを証明する書類（補助対象の工期がわかる契約書、発注書等）を提出できること
- オ. 施主は、補助対象建築物を PR の場（見学会等）としての提供や物件の情報発信など、市からの依頼に協力すること（施工中を含む）
- カ. 施主は、前年度の市税等を完納していること

◆◆ 内 容 ◆◆

◇補助金額 ※予算がなくなり次第終了

①非住宅建築物等の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事

○補助対象経費

FSC 認証取得事業者から購入した FSC 認証材の材料費

FSC 認証取得事業者及び FSC の要求事項に基づいた FSC 認証取得事業者の管理マニュアルに記載される外部委託先が行う FSC 認証材の製材・加工費（市内での製材・加工費のみが対象）

木材運搬費（市内間の運搬費のみが対象）

※現場施工費は除く

○補助率

対象経費の3分の1以内（500万円を上限とする。）

※ただし、効果的な啓発事業の提案があり、審査委員会が採択した場合は1/2

②特に天竜材の普及効果の高い非住宅建築物の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事

○補助対象経

①と同内容

○補助率

対象経費の3分の1以内（ただし、1,000万円を上限とする。）

③非住宅建築物への FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入

○補助対象経費・・・1 基あたり 20 万円以上の FSC 認証製品の木製家具・木製品の購入費

※複数基であっても常に一体で使用するものは、1 基と見なす

組立・設置費は対象

運搬費は対象外

○補助率

対象経費の3分の1以内（ただし、250 万円を上限とする。）

◆◆ 申込方法 ◆◆

◇受付期間

令和8年4月1日～令和9年3月10日

◇提出先

補助対象箇所の工事着手または木製家具・木製品の導入の21日前までに、浜松市産業部林業振興課へ必要書類を提出。

※必要書類の様式は、浜松市 HP（「天竜材ぬくもり空間」で検索）からダウンロードできます。

民間建築物吹付けアスベスト対策事業

●お問い合わせ 都市整備部 建築行政課
電話 053-457-2473

目的

アスベスト(石綿)は長年建築資材として建物に使用されてきましたが、近年、アスベストの粉じんを吸引することで、健康被害を引き起こすことが判明しました。「民間建築物吹付けアスベスト対策事業」は、民間建築物において、健康被害に対する市民の不安解消を図ることを目的としています。

概要

民間建築物の所有者等が行うアスベスト分析調査及びアスベスト除去等工事に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付します。

◆◆ 対象 ◆◆

- ① 市税を完納している者
- ② 市内にある民間建築物
- ③ 建物の吹付材（吹付耐火被覆材、吹付断熱材など。）
(注意)・アスベスト含有成形板（屋根スレート、屋根ルーフィング、外壁サイディング、内装ボード材など）は対象外
・アスベスト除去等工事は、バーミキュライト(ひる石)、パーライト、仕上塗材は対象外
- ④ 過去に地方公共団体等から、アスベスト分析調査又はアスベスト除去等工事に、それぞれ同様の補助金の交付を受けていない建築物

◆◆ 条件 ◆◆

- ◇ アスベスト分析調査（次の全ての条件に当てはまる方）
 - ・建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するものであること
 - ・JIS A1481-1 から JIS A1481-5 による建材製品中のアスベスト含有率測定法を標準として分析するものであること
- ◇ アスベスト除去等工事（封じ込め又は囲い込み措置も含む）
 - ・事業計画の策定等を建築物石綿調査者等が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するものであること
 - ・工事施工者は(一般)日本建築センターが審査証明した技術を有する者、若しくは特定化学物質等作業主任者又は石綿作業主任を作業主任者とし、かつ「石綿粉じんへのばく露防止マニュアルに従って施工できる者とする

◆◆ 補助額 ◆◆

アスベスト分析調査	アスベストの分析調査に要する経費の10分の10以内 ただし、1棟あたり25万円が上限
アスベスト除去等工事	アスベストの除却等に要する経費と、施工面積1㎡当たり、6万円を乗じた金額(75㎡未満の場合)と比較し、低い方の額の2/3以内 ただし、1敷地あたり300万円が上限

※必ず分析機関や工事施工業者と契約する前にご相談の上、申請してください。

浜松市 住居確保給付金事業

●お問い合わせ 各生活自立相談支援センター、福祉事業所
(次ページに掲載)

目 的

生活困窮者自立支援法に基づき、離職者又は自営業の廃業等により経済的に困窮し、住宅を喪失した者又は住宅を喪失するおそれのある者に対し、家賃又は転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援等を行うことを目的としています。

概 要

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を失っている者又は失うおそれのある者を対象に、原則3ヶ月間（条件により最長9ヶ月間）、賃貸住宅の家賃の補助として住居確保給付金を支給するとともに、再就職等に向けた支援を行います。

また、同一の世帯に属する者の死亡や、本人及び世帯員の離職等により、住居を失っている者又は失うおそれのある者を対象に、転居費用の補助として住居確保給付金を支給することにより、家計の改善に向けた支援を行います。

◆◆ 対 象 ◆◆

◇支給申請時に以下の①から⑤の要件に該当する方。

- ① 申請時、離職や廃業から原則2年以内、又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある方
- ② 離職等の前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方（離職等の前は主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時に主たる生計維持者となっている方も対象となる）
- ③ 就労能力及び常用就職の意欲があり、誠実かつ熱心に求職活動等を行える方（※家賃補助の場合のみ）
- ④ 離職等により住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方
- ⑤ 申請を行った月における申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計額が以下の金額であること（離職等により申請日の属する月の翌月から以下の金額に該当することが明らかな方も対象となります）
 - ・単身世帯 81,000 円に家賃額（37,700 円上限）を加算した額未満
 - ・2人世帯 123,000 円に家賃額（45,000 円上限）を加算した額未満
 - ・3人世帯 157,000 円に家賃額（49,000 円上限）を加算した額未満

- ⑥ 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金等の合計が次の金額以下であること。(※家賃補助の場合のみ)
 - ・単身世帯：48.6万円 ・2人世帯：73.8万円 ・3人世帯：94.2万円
 - ・4人以上の世帯：100万円
- ⑦ 生活自立相談支援センターが行う生活困窮者家計改善支援事業において、家賃がより低額な住宅に転居する方、または、家賃が増額しても転居によりその他の支出が削減されることで、家計全体の支出が削減される方(※転居費用補助の場合のみ)
- ⑧ 雇用施策による給付等及び、地方自治体等が実施する住宅喪失離職者等に対する類いの給付又は貸付を、申請を行う方及び申請を行う方と生計を一とする同居の親族が受けていないこと
- ⑨ 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれの方もが暴力団員でないこと

◆◆ 求職活動要件 ◆◆ (※家賃補助の場合のみ)

- ①離職・廃業等により公共職業安定所等での求職活動を行う支給決定者の場合
 - (1) 毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること
 - (2) 毎月4回以上、生活自立相談支援センター「つながり」「つながり浜北・天竜」の面接等の支援を受けること
 - (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること
- ②減収した自営業者等で自立に向けた活動を行う支給決定者の場合
 - (1) 原則月1回以上、経営相談先へ面談の支援を受けること
 - (2) 毎月4回以上、生活自立相談支援センター「つながり」「つながり浜北・天竜」の面接等の支援を受けること
 - (3) 経営相談先の指導助言のもと、自立に向けた活動計画を作成し当該計画に基づく活動を行うこと
- ③支給決定後は、生活自立相談支援センター「つながり」「つながり浜北・天竜」のプランに沿って求職活動等を行うこと。
 ※対象者及び要件は、状況により変更されることがあります。

下記へお問い合わせください。

【申請に関すること】

- 中央区、浜名区（北地域）にお住まいの方
 浜松市生活自立相談支援センター「つながり」 053-488-9000
- 浜名区（浜北地域）、天竜区にお住まいの方
 浜松市生活自立相談支援センター「つながり浜北・天竜」 053-587-5005

【支給に関すること】

- | | | | |
|-----------|--------------|-----------|--------------|
| ○中央福祉事業所 | | ○浜名福祉事業所 | |
| 地域福祉グループ | 053-457-2051 | 生活福祉グループ | 053-585-1147 |
| 東生活福祉グループ | 053-424-0173 | 北地域福祉グループ | 053-523-3111 |
| 西生活福祉グループ | 053-597-1118 | ○天竜福祉事業所 | |
| 南生活福祉グループ | 053-425-1460 | 地域福祉グループ | 053-922-0018 |

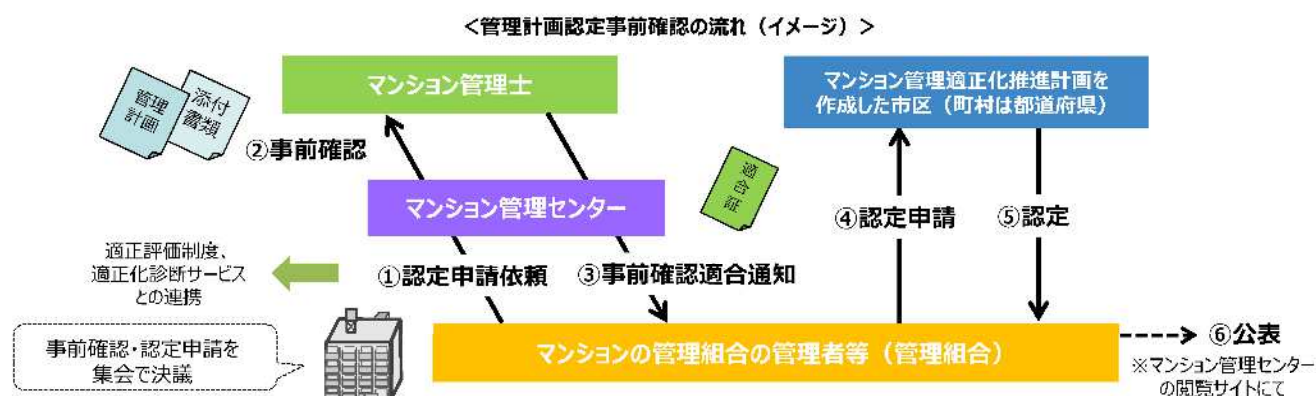
マンション管理計画認定制度

●お問い合わせ 都市整備部 住宅課
電話 053-457-2457

目的 「マンション管理計画認定制度」とは、今後高経年マンションが急増することを見据え、維持管理の適正化を図ることを目的としています。

概要 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の改正を受け、[「浜松市マンション管理適正化推進計画」](#)を策定し、個々のマンションの管理計画を認定する制度を創設しました。

◆◆ 申請方法 ◆◆



※②事前確認を行う場合は、他団体のマンション管理の評価サービス（一社）マンション管理業協会による「マンション管理適正評価制度」及び、（一社）日本マンション管理士会連合会による「マンション管理適正化診断サービス」についても併せて申請することが可能です。詳細は下記の QR コードを読み取ってください。



（公財）マンション管理センターHP

◆◆ 申請手数料 ◆◆

	管理計画認定手続支援サービスを利用（※1）する場合	管理計画認定手続支援サービスを利用しない場合
1件あたり	0円（R9.4.1以降4,000円）	28,100円
追加の長期修繕計画一つ当たりの加算額	0円（R9.4.1以降1,800円）	16,200円

※1 サービスの利用には別途システム利用料及び事前確認審査料がかかります。

3

住まいに関する相談窓口

住まいに関する相談窓口 108

住まいに関する相談窓口

●お問合せ 下記掲載

○定期無料建築相談会①

相談員 一般社団法人 静岡県建築士事務所協会・西部支部事務局
 相談日時 毎月第1・第3土曜日 午後 1:30 ~ 4:00 (休祝日・年末年始は除く)
 ※ 事前予約制のため、申込方法は電話でお問い合わせください。
 問い合わせ先 一般社団法人 静岡県建築士事務所協会西部支部 TEL 053-459-2366
 中央区元城町 216-11 鴻池元城ビル 3F
 ※ 金銭的な紛争等相談内容によっては、対応できない場合があります。

○定期無料建築相談会②

相談員 公益社団法人 静岡県建築士会・西部ブロック事務局 会員
 相談日時 毎月第2・第4土曜日 ①午前 10:00 ~ 11:00 (休祝日・年末年始は除く)
 ②午前 11:00 ~ 12:00 (休祝日・年末年始は除く)
 ※ 対面式による相談及び電話による相談を受け付けています。
 ※ 事前予約制のため、申込方法は電話でお問い合わせください。
 問い合わせ先 公益社団法人 静岡県建築士会・西部ブロック TEL 053-451-5166
 中央区田町 226-6 丸八平野ビル 2F
 ※ 開催時期が変更となる場合がありますので、事前に電話でお問い合わせください。
 ※ 金銭的な紛争等相談内容によっては、対応できない場合があります。

○あんしん建物相談室“ミーナ葵” 専門家相談

住宅に関わる相談名	時間	会場	相談員
建築士相談	毎月第1水曜日 午後 1:00 ~ 3:00	静岡	静岡県建築士会
	毎月第3水曜日 午前 10:00 ~ 12:00		
法律相談	毎月第1水曜日 午前 10:00 ~ 12:00	静岡	静岡県弁護士会
	毎月第3水曜日 午後 1:00 ~ 3:00		
	偶数月第2水曜日 午前 10:00 ~ 12:00	浜松	

※専門家相談は事前予約制です。相談を希望される方は、まずはミーナ葵へお電話ください。

※ご相談は1件45分です。

※開催スケジュールは変更となる場合がありますので、事前にホームページまたはお電話にてお確かめください。

問い合わせ先 あんしん建物相談室“ミーナ葵”
 TEL 054-202-5590 電話受付：月～金 午前 9:00 ~ 11:30
 午後 1:00 ~ 4:30

運営：一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

○不動産無料相談会①

相談員 公益社団法人 静岡県不動産鑑定士協会
 相談日時 年2回(4月、10月)
 ※詳しい日程等は「広報はままつ」に掲載されますのでご参照ください。
 問い合わせ先 浜松市役所 土地政策課 TEL 053-457-2365

○不動産無料相談会②

相談員 (公社)全日本不動産協会役員、弁護士、司法書士、税理士、土地家屋調査士会役員
 相談日時 年4回(6・9・11・2月予定)
 ※詳しい日程等は「広報はままつ」に掲載されますのでご参照ください。
 問い合わせ先 浜松市役所 市民生活課 暮らしのセンター TEL 053-457-2025

○トラブル・紛争の相談

相談員 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
 相談日時 午前 10:00 ~ 午後 5:00 (土・日・祝・年末年始を除く)
 問い合わせ先 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター 住まいるダイヤル
 TEL 03-3556-5147)

○市民相談(相談員対応)

各会場相談日時

暮らしのセンター 毎週月~金曜日(休祝日・年末年始は除く) 午前9:00 ~ 午後4:30

北行政センター

毎月第1・3火曜日(休祝日・年末年始は除く)【前開庁日午前中までに電話予約必要※】

午前 10:00 ~ 12:00、午後 1:00 ~ 3:00

浜名区役所

毎週月・金曜日(休祝日・年末年始は除く)【前開庁日午前中までに電話予約必要※】

午前 10:00 ~ 12:00、午後 1:00 ~ 3:00

天竜区役所

毎週水曜日(休祝日・年末年始は除く)【前開庁日午前中までに電話予約必要※】

午前 10:00 ~ 12:00、午後 1:00 ~ 3:00

※予約がない場合には、北行政センター・浜名区役所・天竜区役所での相談員による相談は行いませんので、ご注意ください。

予約・問い合わせ先 浜松市役所 市民生活課 暮らしのセンター TEL 053-457-2025

○登記関連相談会

相談員 行政書士、土地家屋調査士、司法書士

相談日時・場所 「広報はままつ」に掲載されますのでご参照ください。

問い合わせ先 浜松市役所 市民生活課 暮らしのセンター TEL 053-457-2025

○法律相談

各会場相談日時 【各会場とも相談日の2週前の月曜日から電話予約必要】

暮らしのセンター 毎週金曜日（休祝日・年末年始は除く） 午後 1:30 ～ 4:25

北行政センター 毎月第1木曜日（休祝日・年末年始は除く） 午後 1:30 ～ 3:35

天竜区役所 毎月第3木曜日（休祝日・年末年始は除く） 午後 1:30 ～ 3:35

相談員 弁護士

予約・問い合わせ先 浜松市役所 市民生活課 暮らしのセンター TEL 053-457-2025

- ・作成時の情報をもとに掲載しております。内容は変更される場合がありますので、詳しいことは各お問合せ先にご確認ください



出世大名 **家康**くん

【編集・発行】 浜松市 都市整備部 住宅課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

Tel 053-457-2457 Fax 050-3730-5234

E-mail jutaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

QRコード 浜松市公式HP「はまつ住まいづくりガイド」

